

令和7年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和7年8月25日（月）

午後2時30分から

場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 第4次野田市障がい者基本計画に基づく令和6年度の実績・評価及び課題、令和7年度の実行予定について（報告）
- (3) 第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画に基づく実行の進捗状況について（報告）
- (4) 令和7年度野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会について（報告）

3 その他

4 閉 会

議題 2

第4次野田市障がい者基本計画に基づく令和6年度の実績・評価及び課題、令和7年度の実績予定について

【資料 第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票】

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 1 ページ
- 2 安全・安心な生活環境の整備 1 ページ
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 . . . 3 ページ
- 4 防災、防犯などの推進 5 ページ
- 5 行政などにおける配慮の充実 5 ページ
- 6 保健・医療の推進 6 ページ
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 7 ページ
- 8 教育の振興 12 ページ
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援 13 ページ
- 10 文化芸術活動・スポーツなどの振興 14 ページ

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
1	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1	89	権利擁護の推進、虐待の防止	障がいを理由とした差別や虐待を未然に防止し、障がいのある人の社会参加を促進します。	・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会開催時に市内精神科病院の相談員の参加を図りました。 開催 11回のうち、参加回数 3回	・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会に市内精神科病院の相談員の継続的な参加を図る必要があります。	・障がいのある人の地域移行及び障害福祉と医療分野の連携強化のため、相談支援専門員連絡会に市内精神科病院の相談員の参加を図ります。 開催予定 12回(うち3回に病院相談員が参加)	障がい者支援課 相談支援係
2	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1	89	権利擁護の推進、虐待の防止	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。	障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めるため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会である権利擁護部会を開催し、連携を図りました。 開催 1回	障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めるため、権利擁護部会を年間で複数回開催する必要があります。	今後も障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めるため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会である権利擁護部会を開催し、連携を図ります。 開催予定 3回	障がい者支援課 相談支援係
3	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1	89	権利擁護の推進、虐待の防止	障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう成年後見制度の利用の支援を行います。	・障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、市長申立てを2件実施しました。	今後も関係機関と連携し、障がい者が成年後見制度利用支援事業を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行う必要があります。	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立てを実施します。	障がい者支援課 相談支援係
4	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2	92	障がいを理由とする差別の解消の推進	不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する取組を継続して実施し、障がいを理由とする差別の解消に努めます。	合理的配慮の提供の義務化について、商工会議所を通じて、市内の企業にチラシを配布し、周知啓発に努めました。	市内企業に対する周知が十分ではないため、商工会等の他機関と連携して、合理的配慮の提供に関する取組の周知を図る必要があります。	・今後も、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する取組の周知が図れるよう、継続した周知活動を実施します。 ・権利擁護部会にて講師を依頼し、企業参加による研修を行う。	障がい者支援課 相談支援係
5	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2	92	障がいを理由とする差別の解消の推進	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいを理由とする差別解消の推進、周知や啓発に取り組み、障がい特性の理解に努めます。	・野田市成人式～二十歳の集い～の啓発資料としてチラシを同封し、障害者差別解消法の周知・啓発に努めました。 ・千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図りました。	・二十歳の方に対して障害者差別解消法の周知・啓発を行うことで、今後の社会生活において、障がい特性を理解することに繋がることから、毎年継続して行う必要があります。 ・千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員及び地域相談員との連携を図り、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図る必要があります。	・6年度に引き続き、障害者差別解消法の周知・啓発に努めます。また、新たな周知方法を検討します。 ・千葉県野田健康福祉センターの広域専門指導員との連携強化を図るとともに、引き続き地域相談員との連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を図ります。	障がい者支援課 相談支援係
6	1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2	92	障がいを理由とする差別の解消の推進	人権擁護委員と連携することで差別解消の推進を図るため、人権相談や啓発事業等の周知、啓発に努めます。	・人権相談 毎月第3木曜日(支所)、27日(市役所) 相談件数5件 ・子どもじんけん映画会 10月19日 ・福まち・じんけんシアター 11月17日、のだ市民活動ふれあいフェスティバル会場にて実施 ミニ講演会「障がいのある方が地域で生活するということ」 映画上映会「不安の正体～精神障害者グループホームと地域」・「すみっこぐらし とびだす絵本とひみつのこ」 ・市役所庁舎内へのぼり旗設置(6月・12月) ・市報1日号の「みんなで支えるバリアフリー」コーナーに、人権に関する記事を掲載。 ・市報6月1日号、12月1日号に人権擁護委員を紹介する記事を掲載 ・まめバスに人権啓発用バスマスクを装着 ・庁内電光掲示板において啓発画像を放映(6月・12月)	人権擁護委員による人権相談窓口を開設し、誰もが気軽に相談できる身近な相談機能の充実を図りました。 各種啓発活動により、市民意識の向上に努めました。	・人権相談 毎月第3木曜日(支所)、27日(市役所) ・子どもじんけん映画会 10月18日予定 ・福まち・じんけんシアター 11月23日予定、のだ市民活動ふれあいフェスティバル会場にて実施予定 ・市役所庁舎内へのぼり旗設置(6月・12月) ・市報1日号の「みんなで支えるバリアフリー」コーナーに、人権に関する記事を掲載。 ・市報6月1日号、12月1日号に人権擁護委員を紹介する記事を掲載 ・まめバスに人権啓発用バスマスクを装着 ・庁内電光掲示板、まめバスにおいて啓発画像を放映(6月・12月)	人権・男女共同参画推進課
7	2	安全・安心な生活環境の整備	1	95	住宅の確保	障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費補助、障がい者グループホーム等入居者家賃補助を引き続き実施します。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営に要する一部経費の補助を実施するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 ・共同生活援助事業所の情報収集等のため、グループホーム支援ワーカーと連携を密にし、情報共有を図るとともに空状況等の把握に努めました。 (令和6年度実績) ・運営費補助 31件 14,874,932円 ・家賃補助 245人 32,396,859円	・グループホームの利用促進のため、運営する事業所の支援及び利用する入居者の家賃補助を継続することが必要です。 ・引き続き、グループホーム支援ワーカーと連携を密に情報共有を図るとともに、市内のグループホームの利用状況等を定期的に確認し、空き状況等を把握する必要があります。	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を継続します。 また、引き続き、グループホーム支援ワーカーと連携を密に情報共有を図るとともに、市内のグループホームの利用状況等を定期的に確認し、空き状況等の把握に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
8	2	安全・安心な生活環境の整備	1	95	住宅の確保	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付による住宅改修(バリアフリー化)を引き続き支援します。また、家具転倒防止器具取付事業においても引き続き実施いたします。	・日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付による住宅改修(バリアフリー化)の支援を継続しています。 令和6年度実績 1件 ・家具転倒防止器具取付事業は、65歳以上で構成する世帯及び障がい者世帯を対象に、地震により生ずる被害から生命及び財産を守るため、食器棚やたんす等の木製家具に転倒防止器具を無償で取り付けるサービスを実施しています。 令和6年度実績 高齢者世帯17件 障がい者世帯1件	・障がいのある人等の日常生活の便宜を図るため、支援を継続していく必要があります。 ・家具転倒防止器具取付においては、市報などを活用し事業の周知を行い、令和5年度の取付実績よりも増えました。	・日常生活用具(居宅生活動作補助用具)の給付による住宅改修(バリアフリー化)を引き続き支援します。 ・家具転倒防止器具取付事業において、引き続き市報などを活用し、事業の周知を図ってまいります。	障がい者支援課 障がい福祉係 相談支援係 高齢者支援課

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
9	2	安全・安心な生活環境の整備	1	95	住宅の確保	安定した住環境整備の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に応じ事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会に働きかけを行うなど、居住支援事業の広報、周知に努めました。 協力不動産の登録件数 11店 野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用状況 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 0件(うち心身障がい者 0件) 利用状況 0件(うち心身障がい者 0件) 6年度においては、七光台中央団地の手摺り取り付け(改修)を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は空き物件が多く賃貸物件が借りやすくなっていることやご自身で不動産店に問い合わせできる方が大多数であることから利用者が少ない状況となっています。 また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約ができない等の問題があります。 市営住宅8団地16棟のうち16棟の階段の手摺り取付(改修)が完了いたしました。 	民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働きかけを行うと共に、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続し事業の広報、周知に努めます。	営繕課
10	2	安全・安心な生活環境の整備	2	98	移動しやすい環境の整備など	様々な障がいの種別や等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者支援課】 要介護者等が通院、買い物時等に福祉タクシーを利用した際、運賃の一部を助成しました。 交付者数 3,807人 【障がい者支援課】 移動支援事業、福祉タクシー助成券の交付、自動車運転免許取得費用の助成、自動車改造費用の助成を行い、自立更生と社会参加のための外出を支援しました。 移動支援給付 138人 福祉タクシー 交付者数 281人 自動車運転免許取得助成 3件 自動車改造費助成 3件 【社会福祉協議会】 ・視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施しました。 同行援護従事者 18人 契約利用者 44人 利用件数 379件 ・同行援護従事者を確保するため、同行援護従事者養成研修を実施しました。(2名増) 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者支援課】 福祉タクシー事業については、引き続き高齢者の移動手段を把握しながら、支援に努めてまいります。 【障がい者支援課】 引き続き、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。 【社会福祉協議会】 ・視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を引き続き実施しました。 ・同行援護従事者のスキルアップ及び身体拘束・虐待防止への知識を深め、人材を育成していく必要があります。 ・同行援護従事者の高齢化等により、人材確保が課題です 	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者支援課】 引き続き高齢者の移動手段を把握しながら、支援に努めます。 【障がい者支援課】 今後も様々な障がいの種別や等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。 【社会福祉協議会】 ・視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を引き続き実施します。 ・多様化するニーズに対応するため、同行援護従事者の講習会を開催し、同行援護従事者のスキルアップに努め、身体拘束・虐待防止への知識を深めます。 	高齢者支援課 障がい者支援課 障がい者福祉係 社会福祉協議会
11	2	安全・安心な生活環境の整備	2	98	移動しやすい環境の整備など	市民の足として利用しやすいコミュニティバスとして、交通不便地域対策の面から、コミュニティバス以外の代替交通も含め、将来にわたって持続可能な地域公共交通について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者が運行する送迎車両を活用し、小山自治会、木間ヶ瀬地区の内野堤根自治会、上納谷自治会、メ切自治会及び出洲自治会の区域内を対象とした移動支援事業において、運行回数を令和5年度までの週2回から週1回に変更し、引き続き予約制による実証運行を継続しました。 ・コミュニティバス等対策審議会において、基礎調査の結果から見えた課題等を踏まえて、具体的なルート、ダイヤ及び運行にかかる経費等について審議し、運行計画の作成を行い、令和6年10月から新運行計画に基づく運行を開始しました。 ・高齢者及び障がい者の日常生活における移動の利便性の向上を図るため、市内の病院で運行している送迎バスの空席を活用し、通院以外にも買い物や駅などへの移動のために送迎バスを利用できるようにすることから、令和7年3月からキッコーマン総合病院及び野田病院が定める運行ルート上での混乗運行を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通不便地域のモデル地区において、令和4年12月の予約制運行開始後、目的地の選択の自由度が広がり、地域内の乗降場所が増えたことにより、これまで利用が多かった病院や駅、商業施設以外の利用がありました。その一方で、特定の利用者の利用のみで、予約に手間がかかることや、病院の利用者が多く事前に予約の時間(特に帰り)を決めにくいことから、新規利用者が増えないことが課題となっています。今後も、さらに地域に必要とされる運行内容とするため、利用者の声を伺いながら改善を図る必要があります。 ・令和6年10月1日から新運行計画に基づくまめバスの運行を開始し、運行距離の増加に伴い減便となったルート等が減となる一方で、通勤通学の利用者に配慮して朝晩の各駅発着便を増やしたルート等が増えています。人口密度が低い地域や運行距離が長いルート等は、利用者が少ないため、まめバスのみではなくデマンド交通等の代替サービスの運行が必要であることから、まめバスと代替交通が相互に補完し合う交通体系を構築し、交通不便地域の解消につなげることが必要となります。 ・病院送迎バスを活用した移動支援事業は、移動の利便性向上のほか、外出機会の増加による健康増進、まめバスの空白ルートや空白時間の補完、病院の地域貢献の推進等にもつながっています。このような効果がより広範囲に及ぶよう他の病院や企業等でも実施できないか検討し、事業の拡大を図っていくことが必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者が運行する送迎車両を活用し、小山自治会、木間ヶ瀬地区の内野堤根自治会、上納谷自治会、メ切自治会及び出洲自治会の区域内を対象とした移動支援事業において、令和4年12月から実施している予約制運行の実証実験を継続し、効果検証を行います。令和7年度は、運行時間を午前中を主とした1時間に1本の運行とし、利用状況の変化について検証を行います。 ・まめバスの次期運行計画の見直しに当たり、ルートの再編やダイヤ改正だけでなく、デマンド交通等の多様な代替交通の導入等について協議するため、コミュニティバス等対策審議会において見直し方針等について協議しながら、代替交通の導入に係る必要事項を協議する法定の「地域公共交通会議」を設置します。 ・病院送迎バスを活用した移動支援事業の効果検証を行い、他の病院や企業等への事業の拡大を図ります。 	交通政策室
12	2	安全・安心な生活環境の整備	2	98	移動しやすい環境の整備など	適正な福祉有償運送事業を確保するため、福祉有償運送運営協議会において協議します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉有償運送事業者の更新登録について協議するため、福祉有償運送運営協議会を開催しました。 開催回数:1回 ・野田市における福祉有償運送事業の実施状況について、協議会で報告し、情報共有を行いました。 ・福祉有償運送事業者の更新登録について、事業者の運用状況を確認し、協議会で協議した結果、更新登録了承となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 野田市における福祉有償運送事業の実施状況について、情報を共有し、意見交換を行うことができました。 	福祉有償運送事業者の更新登録がないため、協議会の開催予定はありません。	高齢者支援課 障がい者支援課 障がい者福祉係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
13	2	安全・安心な生活環境の整備	3	100	アクセシビリティに配慮した施設	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」という。)に基づく野田市移動円滑化基本構想に従い、誰もが安心して移動し社会参加の促進につながるバリアフリー化を推進します。	野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、公共施設のバリアフリー化における備品整備を実施しました。 場所: 本庁1階窓口カウンター 内容: 車いす対応カウンター配備 軟骨伝導イヤホン配備	「福祉のまちづくりバトロール」により指摘された歩道等の整備に関する箇所については、応急処理工事を行い歩行者の安全確保を図ってきたが、令和2年度までに市内を一巡したことから、公共施設の整備を実施することとし、特にトイレの洋式化について市全体の計画として進めていくこととなったため、その他の整備改修や新たな機器の整備について、計画的に進めていく必要があります。	野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、公共施設のバリアフリー化における整備の改修や新たな機器の整備等を実施します。	生活支援課
14	2	安全・安心な生活環境の整備	3	100	アクセシビリティに配慮した施設	障がいのある人や高齢者など、誰もが快適に利用できるよう道路や都市公園などを整備します。	・安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた5箇所の根の除去を行い段差の解消を図りました。 ・都市公園1カ所においてトイレを更新し、オストメイト対応器具等を設置しました。	条例等の基準に則した改修整備を進めていますが、公園入口と道路との段差を解消する場合、園内にスロープ等の設置スペースが確保できず整備が難しい場合があります。	バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修や街路樹による良好な歩行空間の確保などを引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園、街路樹の整備を進めます。	みどり水のまちづくり課
15	2	安全・安心な生活環境の整備	4	102	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場、東口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進します。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場を令和6年7月に供用開始しました。 ・愛宕駅東口駅前広場についても着工しました。 ・愛宕駅西側(県道結城野田線)の音響式信号機設置について、引き続き要望を行いました。 ・準重点整備地区の野田市駅西地区は、土地区画整理事業により、区域内道路を整備するとともに、引き続き物件補償を進めました。 ・野田市駅南側(県道野田牛久線)の道路線形の改良に合わせ、押しボタン式信号機(音響付き)設置要望を引き続き行いました。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅東口駅前広場の供用を開始しました。愛宕駅東口駅前広場の完成に向け既存道路の交通規制や駅利用の歩行者経路の確保をしつつ、整備の完了を目指します。 ・準重点整備地区の野田市駅西地区は、土地区画整理事業により、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づいた整備を順次、進めております。	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅東口駅前広場整備の令和8年度の完成を目指し、駅前広場歩道整備及びシェルター工事を行います。 ・愛宕駅西側(県道結城野田線)の音響式信号機設置について、引き続き要望を行います。 ・準重点整備地区の野田市駅西地区は、土地区画整理事業により、区域内道路を整備するとともに、引き続き物件補償を進めていきます。 ・野田市駅南側(県道野田牛久線)の道路線形の改良に合わせ、押しボタン式信号機(音響付き)設置要望を引き続き行います。	都市整備課
16	2	安全・安心な生活環境の整備	4	102	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法により原則、令和2年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業により整備が図られることから、事業の早期完成を促進します。	・野田市駅の新駅舎の完成により完全バリアフリー化が図られました。 連続立体交差事業進捗率: 96.1%	・愛宕駅及び野田市駅の新駅舎の完成により完全バリアフリー化が図られています。連続立体交差事業は、令和8年度末の完了を目指し、事業を推進してまいります。	-	都市整備課
17	2	安全・安心な生活環境の整備	4	103	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	音響式信号機等設置要望のあった交差点については、野田警察署へ市から要望します。	音声式信号機等の設置要望を受け、野田警察署に申請しました。	音声式信号機等設置の要望をしても設置されないことがあり、課題となっています。	音声式信号機等の設置要望について、野田警察署に申請を継続します。その他の要望についても関係機関と連携し、速やかに対応します。	市民生活課
18	2	安全・安心な生活環境の整備	4	103	障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	心のバリアフリーを推進し、全ての人が平等に参加できる社会や環境となるよう努めます。	・野田市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、12月4日から10日までこころの作品展と題して市内精神科病院の患者及び利用者の作品展を開催しました。 ・障害者週間に啓発の一環として、11月27日から12月3日まで福祉作業所等で作成している物品や活動紹介を行いました。 ・障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい福祉団体が実施する自発的な事業に対して支援しました。 補助件数 9件	障がいに対する理解の促進を図りました。	・引き続き、作品展を通じて、市民の障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、障がいのある人への社会活動への積極的な参加の促進を図ります。 ・障がい福祉団体及び支援者団体等による地域における自発的な活動を引き続き支援してまいります。	障がい者支援課 障がい者福祉係
19	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1	106	情報通信における情報アクセシビリティの向上	障がいのある人のICT機器活用を推進します。	障がいのある人のICT活用を推進するため、日常生活用具として情報・通信支援用具の給付を実施しています。	・障がいのある人のニーズは時代とともに変化するため、常に給付対象種目を見直していく必要があります。 ・当事者団体等からの意見として、「まめメール」やSNSを活用し、一層の情報アクセシビリティの向上を図る必要があるとの意見がありました。	日常生活用具として情報・通信支援用具の給付を実施していくとともに、障がいのある人のニーズや情報通信機器の情報を収集し、必要に応じて給付対象種目を見直していきます。	障がい者支援課 相談支援係
20	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	2	107	情報提供方法の充実等	更なる情報提供方法の改善に向けて検討します。	【選挙管理委員会事務局】 令和6年6月野田市長選挙、10月衆議院議員総選挙、令和7年3月千葉県知事選挙において、ポスター掲示場331箇所においてUni-Voiceを導入し、視覚障がいのある人等への選挙情報の提供を図りました。 【障がい者支援課】 福祉部で実施する講演会や説明会などで、音声文字変換機器を設置しました。	【選挙管理委員会事務局】 現状一定の情報提供を行っていますが、更なる情報の提供方法の検討が必要です。 【障がい者支援課】 障がいのある人に対して必要な情報の提供ができました。	【選挙管理委員会事務局】 更なる情報提供方法の改善に向けて検討します。 【障がい者支援課】 引き続き、更なる情報提供方法の改善に向けて検討します。	選挙管理委員会事務局 障がい者支援課 障がい者福祉係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
21	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3	108	意思疎通支援の充実	意思疎通支援の充実のため、各施策の取組を推進・充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援者派遣件数 手話通訳者 404件(35人) 要約筆記者 56件(10人) 設置手話通訳 170人 コミュニケーションボードを活用した知的障がいのある人や自閉症の人などが意思疎通を行いやすくなるような環境づくりを推進しました。 市の窓口で遠隔手話サービスを設置し、活用しました。 講演会や説明会等でヒアリンググループを設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援者派遣のメール受付を周知し、コミュニケーション支援ボードを窓口や選挙時の各投票所に設置し、活用を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、意思疎通支援者派遣事業の周知及び利用促進に努めます。また、障がいのある人の意見を取り入れながら意思疎通支援のしやすい環境の整備に努めます。 引き続き、コミュニケーション支援ボードの改良及び普及に努めます。 引き続き、遠隔手話サービスやNet119緊急通報システム等の周知及び活用を図ります。 	障がい者支援課 障がい者福祉係
22	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3	108	意思疎通支援の充実	日常生活用具給付等事業において、情報通信機器の在り方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の給付による情報通信機器の支援を継続しています。 令和6年度支給実績 4件 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信支援用具に対するニーズや日々進化する情報機器の情報を収集していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具給付において、情報通信機器の在り方を検討します。 	障がい者支援課 障がい者相談係
23	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3	108	意思疎通支援の充実	各講座の受講者が増えるよう、開催及び助成金事業の周知を行い、意思疎通支援の新たな担い手の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各講座受講件数・助成金額 手話通訳者養成講座受講料等助成金 7件 要約筆記者養成講座受講料等助成金 0件 盲ろう者向け通訳・解除印養成研修受講料助成金 0件 筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を11月11日より全4回で開催しました。 受講者数 13人 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者数が増加傾向にありますが、意思疎通支援の新たな担い手は不足しているため、周知が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、意思疎通支援の新たな担い手を確保するため、各講座の助成を継続するとともに、参加者が増えるよう、制度の周知活動を行います。 筆談で対話する技術を学ぶ「聞こえのサポーター講座」を11月に開催予定です。 	障がい者支援課 障がい者福祉係
24	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3	109	意思疎通支援の充実	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、引き続き手話奉仕員養成講座(前期・後期)を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座等の各講座について、講座開催の曜日及び時間を変更し、受講者の増加に努めました。 受講者数 前期 8人 後期 10人 	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員養成講座の受講生の増加を図ることが課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の福祉に関心と理解があり、受講後も活動を続けられる方や、将来、手話通訳者を目指す方を対象に手話奉仕員養成講座(前期)を実施します。また、前期講座の修了者を対象に手話奉仕員養成講座(後期)を実施します。 前期 令和7年6月25日～令和8年1月21日 後期 令和7年6月19日～令和8年1月8日 全27回 定員 各20名 	障がい者支援課 障がい者福祉係 社会福祉協議会
25	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	4	111	行政情報のアクセシビリティの向上	点字・声の広報等発行事業の周知など事業の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいのある人に市の情報を伝えるため、市報を点訳と音訳し、必要な人へ提供しました。 音訳提供者 16人 点訳提供者 5人 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由に必要な行政の情報が得られないことがないよう、必要な行政情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、継続して視覚障がいのある人に市報の点訳及び音訳を実施していきます。 	障がい者支援課 障がい者福祉係
26	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	4	111	行政情報のアクセシビリティの向上	生涯学習センター情報活用コーナーでの視覚障がいのある人のICT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンに加え、今年度からはiPhoneのボイスオーバー機能を使用し、より簡単にメールやネットの利用ができるようになっていたことを、視覚障がいのある当事者を講師に迎え、実際に必要な細やかな情報をお伝えできる講座を開催しました。 視覚障がい者のためのボイスオーバー講座開催 (7回、延べ参加者数45人) 	<ul style="list-style-type: none"> 講座の内容を整理し、全8回を開催するとともに、ICT技術の向上により、アクセシビリティ機能も多様になっている現状を伝え、今後も本講座を開催し、目の見えにくい見えにくい方もより多くの情報を得ることが可能となっていることを周知していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンに加え、iPhoneのボイスオーバー機能を使用し、より簡単にメールやネットの利用ができるようになっていたことを、視覚障がいのある当事者を講師に迎え、実際に必要な細やかな情報をお伝えできる講座を開催。 視覚障がい者のための「日常生活を快適にするツールのヒント」 令和7年5月6日・20日・6月3日・17日(全て火曜)全4回 10:00～12:00 	生涯学習課
27	3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	4	111	行政情報のアクセシビリティの向上	音声コード(Uni-Voice)の導入を更に促進するなど、障がいのある人にも分かりやすい行政情報の提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 【管財課】 音声コード(Uni-Voice)の使用の促進の取組として、共用封筒への音声コード(Uni-Voice)を導入しました。 【選挙管理委員会事務局】 令和6年6月野田市長選挙において選挙公報を点訳及び音訳し、視覚障がいのある人に選挙情報の提供を図りました(無投票のため未実施)。 令和6年10月衆議院議員総選挙、令和7年3月千葉県知事選挙においては、「声の広報」配付希望者に国、県作成の選挙のお知らせ版を配付し周知を図りました。 令和6年6月野田市長選挙より、「声の広報」配付希望者の入場整理券に音声コード(Uni-Voice)付加して配付しました。 【障がい者支援課】 ・障がいのある人が出席する会議の会議資料は、誰にでも読みやすいユニバーサルフォントを使用しているほか、障がいの特性に応じて拡大資料を提供しました。 会議において、ヒアリンググループ及び音声変換機器を活用しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 【管財課】 障がいのある人に対して分かりやすい行政情報の提供に努めました。 【選挙管理委員会事務局】 障がいのある人にも分かりやすい情報を提供できるよう、発信方法にも工夫が必要となります。 【障がい者支援課】 ユニバーサルデザインのフォントの使用や会議資料への音声コード(Uni-Voice)を使用することで、障がいのある人にもわかりやすい行政情報の提供を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインのフォントの使用や会議資料への音声コード(Uni-Voice)の使用を更に促進していき、障がいのある人にもわかりやすい行政情報の提供を図ります。 	管財課 選挙管理委員会事務局 障がい者支援課 障がい者福祉係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
28	4	防災、防犯などの推進	1	114	防災対策の推進	自主防災組織の活動の中でも、障がいのある避難行動要支援者に配慮した防災訓練を実施してもらうため、市としては避難行動要支援者の更新や提供を行うとともに、訓練方法の参考事例等の作成を検討します。	避難行動要支援者名簿については、野田市防災会議(令和7年2月18日開催)において、現在の取組を一旦白紙とし、より実効性のある避難行動要支援者支援計画の作成に向けて、自治会等と協議していくことで、見直し方針が了承されました。	避難行動要支援者名簿の登録者については、災害対策基本法に規定している要配慮者のうち、自力避難が可能な方や家族の支援が必要な方も含め名簿に登録されていることから、避難行動要支援者の名簿登録者の整理が必要となります。	介護支援専門員、介護事業者協議会、民生委員児童委員協議会、医療関係者など、様々な団体等と協議し、見直し方針作成に向けて協議していきます。 見直し方針については、市の考えが整理でき次第、自治会連合会常任理事会で説明すべく進めていきます。	危機管理課 介護支援課 障がい者支援課 障がい者福祉係
29	4	防災、防犯などの推進	1	114	防災対策の推進	今後開催される「野田市総合防災訓練」において、障がいの特性を理解していただくとともに、障がいのある人や高齢者などに対応した防災施策を行えるように検討します。なお、障がい者支援課で障がい特性を理解していただくために、引き続き、展示ブースの出版を進めていきます。	令和6年10月6日(日)に関宿中央公民館で第42回野田市総合防災訓練を開催し、その中で福祉部が、障がいの特性の理解を深める展示ブースを出展しました。	障がいのある方の特性を理解し、適切な支援や避難行動につなげられるよう、今後も防災訓練等を通じ周囲の方の理解を深めていく必要があります。	令和7年11月2日(日)に駒崎興業スポーツパーク(野田市総合公園自由大広場)で開催する第43回野田市総合防災訓練の中で、障がい者団体連絡会や福祉部を中心に、障がいの特性の理解を深める展示ブース等の出版を検討していきます。	危機管理課 介護支援課 障がい者支援課 障がい者福祉係
30	4	防災、防犯などの推進	1	114	防災対策の推進	危機管理課、障がい者支援課及び介護支援課が連携し、運営方針等を明確化し、候補施設との協定締結に向けた協議を重ねていくことで災害時にも開設し運用が可能な福祉避難所の拡充を進めます。	高齢者、障がい者、妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方とその御家族を受け入れる避難所を「福祉避難所」として、7施設の福祉避難所と協定を締結しています。	さらなる拡充に向けて、高齢者施設等に趣旨を説明し、災害時、又は災害が発生するおそれがある場合に福祉避難所を開設できるよう、協定締結を進めていく必要があります。	新たな福祉避難所として、2施設と協定を締結し、現在9施設となることから、さらなる拡充に向けて取り組んでいきます。	危機管理課 介護支援課 障がい者支援課 障がい者福祉係
31	4	防災、防犯などの推進	2	116	防犯対策の推進	指定管理施設における防犯に係る取組を継続するとともに、社会福祉施設において、地域の人と交流を深めることで開かれた施設となるよう働きかけます。	【障がい者支援課】 ・指定管理施設野田市立あおい空、野田市心身障がい者福祉事務所や野田市立あすなる職業指導所、野田市関宿心身障がい者福祉事務所は警備会社に委託し、警備を徹底しました。 ・あすなる職業指導所において、利用者が作ったパン等を一般販売し、地域の人と交流を深めました。 ・野田市立あおい空では警備会社による建物内の夜間巡回を実施しました。 【こぶし園】 ・近隣自治会長や隣接住民、関係ボランティアを招待して、こぶし園祭を開催し、作業製品の展示や農作物の試食会(焼き芋)をすることで、地域の方の理解を深め、開かれた施設であることをアピールしました。	【障がい者支援課】 社会福祉施設において、地域の人と交流を深めることで開かれた施設を目指し、防犯意識の醸成を図る必要があります。 【こぶし園】 コロナ禍以降中止、もしくは規模を縮小して行なっていましたが、5年ぶりに制限のない開催をすることができました。一方で、地域の他の行事と日程が重なってしまい、来園者が想定よりも少なくなっていました。	【障がい者支援課】 引き続き、指定管理施設における防犯に係る取組を継続するとともに、地域の人と交流を深め、防犯意識の醸成を図ります。 【こぶし園】 ・近隣自治会長や隣接住民、関係ボランティアを招待して、こぶし園祭を開催し、作業製品の展示や農作物の試食会(焼き芋)を行ないます。また、当該祭について、市報による周知を行ないます。	障がい者支援課 障がい者福祉係 こぶし園
32	4	防災、防犯などの推進	2	116	防犯対策の推進	北部地区に設置した「まめぼん」とともに、青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール強化し、犯罪抑止に努めます。	・北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い、犯罪の抑止に努めました。 ・社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった時には、パトロールを強化しました。	課題は特にありません。	引き続き、青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両2台による市内全域のパトロールや広報活動と、北部地区に設置した「まめぼん」での防犯相談を行い、障がいのある人に限らず、不審者情報などがあった時には、パトロールを強化し、犯罪抑止に努めます。	市民生活課
33	4	防災、防犯などの推進	2	116	防犯対策の推進	地区のバランスを考慮しながら、防犯カメラを新設・更新します。	防犯カメラについて、10台の設置と12台の更新を行いました。	障がいがある人の安心・安全の確保を考慮して設置します。	地区のバランスを考慮しながら、防犯カメラを新設します。	市民生活課
34	4	防災、防犯などの推進	3	118	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費生活センターで消費者トラブルの相談を受け付けます。	障がいのある方に関する相談を受けました。	障がいのある方に関する相談を受けましたが、受付件数が少ないため、更なる消費生活センターのPRが課題となっています。	消費生活センターで消費者トラブルの相談を引き続き受け付けます。	市民生活課
35	4	防災、防犯などの推進	3	118	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	消費者トラブル防止のための啓発を図ります。	野田市立二川小学校からの依頼を受け、特別支援学級の児童を対象にした消費者教育講座を実施しました。	消費生活センターのPRは常時行っておりますが、学校以外の障がいのある人に対する出前講座の開催実績がなく、直接消費者トラブルの防止を呼びかける機会を作ることが課題となっています。	消費生活センターのPRと併せて、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図ります。	市民生活課
36	5	行政などにおける配慮の充実	1	120	選挙などにおける配慮	障がいの有無に関わらず自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。	・令和6年10月衆議院議員総選挙、令和7年3月千葉県知事選挙において移動に困難を抱える障がいのある人に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台、点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。 ・意思疎通の一助として、コミュニケーション支援ボードや投票支援カードなどのツールを利用しました。	障がいのある人が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票設備や代理投票の周知に努めることが課題です。	障がいの特性に応じ、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票方法の周知努めます。	選挙管理委員会事務局

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
37	5	行政などにおける配慮の充実	2	123	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進等	市職員に対する研修等を実施し、市職員の障がいに対する理解を促進させるとともに、行政機関の合理的配慮への取組を充実させます。	【人事課】 ・新規採用職員研修(4月1日採用、第一次)において、野田市手をつなぐ親の会による研修を実施しました。 ・市職員を対象とした手話入門研修は、44名が参加しました。 【障がい者支援課】 職員の職級別研修において、障がい者支援課の職員が講師となり、障がいを理由とした差別の禁止及び合理的配慮の提供について、事例等を交えて講義しました。 【こぶし園】 ・外部講師による機能訓練講習会や摂食嚥下研修などを行った他、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止措置に関する研修や、災害及び感染症発生時に係る業務継続計画について実践するための研修、虐待防止・身体拘束適正化のための園内研修を実施しました。	【人事課】 障がい者理解の促進のため、今後も継続して取り組みます。 【障がい者支援課】 障がいを理由とした差別の禁止及び合理的配慮の提供について、身近な事例を交えた研修を継続して行うことが必要です。 【こぶし園】 ・外部講師を派遣し実施した研修について、利用者個々の状況を把握することで今後の支援に効果がある一方で、日々の支援業務を優先することから、全ての職員が参加することが難しい状況です。	【人事課】 ・新規採用職員研修(4月1日採用、第一次)において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施します。 ・市職員を対象とした手話入門研修を実施します。 【障がい者支援課】 職員の職級別研修において、障がい者支援課の職員が講師となり、障がいを理由とした差別の禁止及び合理的配慮の提供について、事例等を交えた講義を実施します。 【こぶし園】 ・外部講師による機能訓練講習会や接触嚥下研修、全ての職員を対象に強度行動障害に係る研修会を実施します。 ・虐待防止・身体拘束適正化に関する研修や感染症及び食中毒の予防・蔓延防止措置に関する研修、災害及び感染症発生時に係る業務継続計画について実践するための園内研修を実施します。 ・サービス管理責任者更新研修を対象職員が受講します。	人事課 障がい者支援課 相談支援係 こぶし園
38	5	行政などにおける配慮の充実	2	123	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進等	必要に応じて福祉専門職を採用し、行政機関の合理的配慮の充実に努めます。	・福祉専門職については必要に応じて採用し、適正に配置を進めました。 ・令和6年9月1日付採用として理学療法士、令和7年4月1日付採用として主任介護支援専門員の募集を行いました。	・引き続き、福祉専門職については必要に応じて採用し、適正に配置していく必要があります。 ・令和6年9月1日付で理学療法士1名、令和7年4月1日付で主任介護支援専門員1名を採用しました。	引き続き、福祉専門職については必要に応じて採用し、適正に配置します。	行政管理課 人事課
39	5	行政などにおける配慮の充実	2	123	行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進等	ブルーリボン着用の取組を実施し、障がいのある人の理解促進に努めます。	毎年4月2日の世界自閉症啓発デー及び4月2日から8日までの発達障害啓発週間に合わせ、市職員がブルーリボンを着用する啓発活動を実施しました。	障がいのある人の理解促進を図りました。	引き続き、ブルーリボンの着用の取組を実施するとともに、この取組を周知し、障がいのある人の理解促進に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
40	6	保健・医療の推進	1	127	精神保健・医療の適切な提供など	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	・保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、地域包括ケアシステム構築の推進を図りました。 実務者会議開催回数 6回	・保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、地域包括ケアシステム構築の推進を図ることができました。	・地域包括ケアシステム構築に向けて、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として実務者会議を開催します。 開催予定 6回	障がい者支援課 相談支援係
41	6	保健・医療の推進	2	129	保健・医療の充実など	医療費の助成や定期的な健診を実施し、障がいのある人の健康保持、推進に努めます。	自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)及び重度心身障がい者医療費助成、精神障がい者入院医療費助成等を実施しました。	引き続き、障がいのある人への健康保持、推進に努めます。	引き続き、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)及び重度心身障がい者医療費助成、精神障がい者入院医療費助成を実施します。	障がい者支援課 障がい者福祉係
42	6	保健・医療の推進	2	129	保健・医療の充実など	医療的ケア児者への支援に努めます。	・喀痰吸引等研修は、受託可能な実施機関がなかったため中止しました。 ・発達障がい者等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めました。	・職員の専門的知識や資質向上のため、研修に参加できるよう継続して情報収集する必要があります。	・引き続き、喀痰吸引等研修の実施するため医療機関に協力を呼びかけます。	障がい者支援課 相談支援係
43	6	保健・医療の推進	2	129	保健・医療の充実など	日常生活の不安や保護者の不安を軽減させるため、専門職による支援を継続します。	【保健センター】 子どもの発達相談室の理学療法士・作業療法士、言語聴覚士が個別相談、乳幼児健診、あさひ育成園での指導など専門的支援を実施しました。 【地域包括支援課】 医療と介護の連携の取組について、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施できるよう、医師会から市が引継ぎ、市が主体となって運用を開始しました。	【保健センター】 専門職が継続的に個別相談を行うには限度があり、近隣につなげる医療機関や専門職のいる児童発達支援事業所が少ないことが課題です。 【地域包括支援課】 令和6年度より、市が主体となって運用を開始しましたが医療介護関係者へ医療介護連携システムについての普及啓発が不十分であるため、研修や会議、説明会を実施していく必要があります。	【保健センター】 ・個別相談、健診での相談、あさひ育成園での個別訓練対応を引き続き行っていきます。 ・理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士が発達面や保護者のニーズに対して多角的支援を行っていきます。 【地域包括支援課】 引き続き、医療と介護の連携を強化するために、医療介護連携システムについての普及啓発が不十分であるため、研修や会議、説明会を実施してまいります。	保健センター 地域包括支援課
44	6	保健・医療の推進	3	132	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	関係機関と連携しながら、個別ケースに対する支援や方針を検討します。	・療育支援会議を開催し、支援の必要な児童に対し意見書を作成しています。 ・個別ケースに対する具体的な支援や方針について関係機関の関係者と協議しています。 障害福祉サービス受給者証の意見書発行回数 157人	療育支援会議の中で、各関係機関での関わりを共有することで、支援の必要性についてさらに様々な方針の検討をしていけるように多角的な視点から協議していく必要があります。	関係機関と連携し支援の必要な児童に対し、支援方針会議、療育支援会議にて、支援の必要性について関係機関で話し合いを行い、適切な早期療育につなげるための支援をしていきます。	保健センター

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
45	6	保健・医療の推進	3	132	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各種乳幼児健康診査の実績(R6.4～R7.3) 3か月児健康相談 対象者数:756人 受診者数:743人 受診率:98.3% 1歳6か月児健康診査 対象者数:827人 受診者数:797人 受診率:96.4% 3歳児健康診査 対象者数:940人 受診者数:900人 受診率:95.7% すくすく子育て相談 対象者数:203人 受診者数:120人 受診率:59.1% ・受診者のニーズや困り感に合わせて、心理士や栄養士、歯科衛生士など専門職による相談を実施しました。 ・発達課題がある児に対しては、早期に相談、支援につながるよう努めました。 ・3か月児健康相談やすくすく子育て相談時には、医師による診察の機会を逃さないよう乳児健診の受診票の利用を勧めました。 ・未受診者については、訪問等で受診勧奨を行い、状況の把握に努めました。 	保護者の発達課題への理解や受容については個人差があり、健康診査の短時間で適切な支援につなげることが難しい場合があります。今後も保護者の気持ちに寄り添った支援を行うことが必要です。	今後も各種乳幼児健診、未受診勧奨を実施し、支援が必要な児とその家族のニーズに沿って専門職がフォローを行っていきます。	保健センター
46	6	保健・医療の推進	3	132	障がいの原因となる疾病などの予防・治療	生活習慣病の予防に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 対象者数:24,236人 受診者数:7,594人 受診率31.3% 後期高齢者健康診査 対象者数:26,629人 受診者数:8,291人 受診率31.1% ウォーキング教室 対象者:野田市民(内1回は骨コツ教室と同日開催で40～64歳の野田市民) 実施回数:3回 参加者数:48人 骨コツ教室(旧骨太教室) 実施回数:4回 参加者数:72人 各種健康診査や教室を実施することで、自身で健康の維持ができるように市民の健康増進を図りました。 骨密度測定や健康・栄養に関する相談は随時実施し、不安や疑問の軽減に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査、後期高齢者健康診査ともに受診率が横ばいとなっており、効果的な受診勧奨の検討が必要です。 ウォーキング教室では40～64歳の割合が低いので、周知方法などの検討が必要で 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査は未受診者の把握や分析を行い、それに応じた受診勧奨を行います。 後期高齢者健康診査受診者のうち、健康状態に課題がある高齢者等への個別支援を実施し、必要に応じて適切な医療、介護サービス等につなぎます。 健康・スポーツポイント事業のイベント情報を活用しウォーキング教室を掲載することで、若い世代にも広く周知します。 	保健センター
47	6	保健・医療の推進	4	134	保健・医療を支える人材の育成・確保	障害福祉サービス事業所職員の質の向上を図るため、喀痰吸引研修の受講支援を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 喀痰吸引等研修は、受託可能な実施機関がなかったため中止しました。 発達障がい者等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の専門的知識や資質向上のため、研修に参加できるよう継続して情報収集する必要があります。 	引き続き、喀痰吸引等研修の実施するため医療機関に協力を呼びかけます。 発達に障がいのある人等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
48	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1	138	意思決定支援の推進	障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供に努めました。 	引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進する必要があります。	引き続き「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」にのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を推進します。	障がい者支援課 相談支援係
49	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1	138	意思決定支援の推進	相談支援専門員による意思決定支援の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画(案)について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努めました。 	引き続き、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画(案)について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上に努める必要があります。	引き続き、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画(案)及び障害児支援利用計画(案)について、意思決定支援が反映されているかを確認し、利用者のサービス向上につなげます。	障がい者支援課 相談支援係
50	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1	138	意思決定支援の推進	障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう成年後見制度の利用の支援、周知をし活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しました。 相談件数 57件(延べ164回) 法人後見受任件数 11件 (後見10件、保佐1件) 日常生活自立支援事業契約者数 111人 【障がい者支援課】 障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、市長申立てを2件実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】 多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図りました。 成年後見支援制度の相談・利用及び、日常生活自立支援事業契約件数の増加に対応する支援を実施しました。 増加する支援事業の職員体制の強化と専門性の向上が課題です。 【障がい者支援課】 今後も関係機関と連携し、障がい者が成年後見制度利用支援事業を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立ての実施を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を引き続き実施します。 増加傾向にある利用件数に対応するため、職員等へ研修会を実施し情報共有に努めます。 多様化する相談内容に対応するため、地域の社会資源との連携を図ります。 【障がい者支援課】 今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立てを実施します。 	社会福祉協議会 障がい者支援課 相談支援係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
51	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2	142	相談支援体制の構築	地域生活支援拠点の充実を図り、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成及び地域の体制づくりの五つの機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図りました。 開催回数:1回 ・障がい者基幹相談支援センターにおける実績 相談件数 :6,573件(延べ件数) 緊急受入件数:3件 ・基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして新規及び継続とも対応件数は増加傾向にあります。相談支援事業所と連携し、困難ケースから通常ケースに移行したケースの引継体制を構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地域生活支援拠点運営会議を開催し、運用状況の検証及び検討に取り組み、機能の充実を図ります。 ・引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。 	障がい者支援課 相談支援係
52	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2	142	相談支援体制の構築	重層的支援体制整備事業を推進し、地域共生社会の実現を目指します。	<p>【児童家庭課】【子ども保育課】</p> <p>分野ごとで開催していた会議体において、支援を必要とする方について各関係機関が課題を共有し、支援内容について協議をするなど連携を図りました。</p> <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが抱える個別ケースを各関係機関が必要な情報の共有ができるよう、適宜相談や会議にて支援方法等の方針について情報共有や役割分担を実施しました。 ・相談ケースの状況に応じ、各機関が必要な情報を共有し、連携して対応にあたりました。 ・各機関が必要な情報の共有ができるよう、重層的支援体制整備事業に係る会議において、連携の強化の方法を検討しました。 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人がつながる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図りました。 ・えんがわ開設箇所39箇所 新規開設箇所は8箇所、開催箇所は38箇所 で昨年度より参加者数も増加しました。 ・シルバーリハビリ体操 体験教室は、131回実施、参加者数2,284人、体操教室は、318回実施、参加者数は4,582人でした。初級指導士養成講習会は、養成数19人でした。 ・介護支援ボランティア制度 年度末の登録者数は介護支援ボランティア235人でした。 ・シルバーサロン 開所日256日、参加者数5,056人でした。 <p>【生活支援課】</p> <p>令和6年度からの重層的支援体制整備事業実施にあたり、既存の相談支援窓口で担当外の課題を把握した場合の連携については、庁内各課を対象とした研修を実施して認識を共有しました。</p> <p>また、課題が複雑化・複合化した事例や、制度の狭間にある課題を抱えた事例については、多機関協働事業に繋げ、同事業の受託者であるNPO法人アースアズマザー千葉により課題の整理、支援機関における役割分担の調整を行うとともに、課題の解決まで伴走して支援を実施しました。</p> <p>【障がい者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点が備える機能を具体的事業として実施すると共に、重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を担保できるよう地域生活支援拠点事業の推進に努めました。 	<p>【児童家庭課】【子ども保育課】</p> <p>地域づくり事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討します。</p> <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が情報の共有ができるよう、引き続き連携がとれる会議等の開催が必要です。 ・相談ケースの状況に応じ、必要な情報の共有が必要です。 ・相談ケースの状況に応じ、重層的支援体制整備事業が円滑に遂行できるよう、各機関と必要な情報を共有し、連携していく体制づくりが必要です。 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えんがわは、開設数が増え参加者数が増加しておりますが、小学校区で開設されていない地域があるため、市内全域で開設できるよう制度の周知を行う必要があります。 ・シルバーリハビリ体操は、全11公民館等での体験教室を実施でき、各地域においても体操教室を実施することができました。養成講習会は、募集人数に達せず、また申込件数に対し、欠席等で全講習日程を修了できない方がいます。 ・介護支援ボランティアは、登録説明会を4回実施しました。説明会に参加できない方には、個々に登録できるように対応しました。登録者も高齢化により活動できなくなっていく方がいます。 ・シルバーサロンは、予定していた日数全て開所することができました。 <p>【生活支援課】</p> <p>多くの課題を抱えた方を対象とすることから、既存の制度を担う担当課や支援機関を繋ぎ、一体となった支援を行うことが重要です。そのため、制度や支援機関を繋ぐコーディネーターの役割を多機関協働事業者が担うことを明確にするとともに、その機能が効果的・効率的に進むよう、支援機関間で認識を共有する必要があります。</p> <p>【障がい者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点が備える機能を具体的事業として実施すると共に、重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を担保できるよう、地域生活支援拠点事業の推進と強化を図る必要があります。 	<p>【市政推進室】</p> <p>野田市重層的支援体制整備事業実施要綱に基づき、(重層的)支援会議を開催します。庁内外の関係機関との研修会等を実施し、事業、体制の強化を図ります。</p> <p>【児童家庭課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援拠点として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業をNPO法人等に委託して実施していきます。 ・つどいの広場事業 ・関宿地域の子育て拠点として、交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業をNPO法人に委託して実施していきます。 ・連携型地域子育て支援拠点事業 児童センターと子ども館6館が同じ事業者による運営の強みを活かし、児童センターを拠点に魅力的な事業は共有するなど事業の活性化を図ります。 <p>【子ども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業として、市内の保育所、認定こども園で子育て支援センターを実施していきます。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが抱える個別ケースを各関係機関が必要な情報を共有できるよう、適宜相談や会議を実施し、支援方法等の方針について情報共有や役割分担を行います。 ・各機関が必要な情報の共有ができるよう、重層的支援体制整備事業に係る会議において、連携の強化や円滑な事業の遂行ができるよう対応を検討します。 <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えんがわは、引き続き補助金の交付を継続していくとともに、市報やホームページを活用してえんがわ制度について周知してまいります。 ・シルバーリハビリ体操は、引き続き多くの方が参加できるように体験教室、体操教室を実施していくとともに、養成講習会を実施し、市報やSNS等で周知を図ります。 ・介護支援ボランティアは、引き続き介護支援ボランティア説明会を開催します。説明会に参加できない方は、個別登録できるように対応します。 ・シルバーサロンは、引き続き開所していきます。 <p>【生活支援課】</p> <p>地域づくりや参加支援事業においては、地域における社会資源を活用するとともに、これから求められる社会資源や事業メニューについて、受託事業者とともに毎月1回情報交換や検討を行っており、そこで把握した社会資源の充足状況をもとに、今後の開発等について重層的支援会議で適宜検討いたします。</p> <p>【障がい者支援課】</p> <p>今後も基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点が備える機能を具体的事業として実施すると共に、重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を担保できるよう地域生活支援拠点事業の推進に努めます。</p>	市政推進室 児童家庭課 子ども保育課 地域包括支援課 高齢者支援課 生活支援課 障がい者支援課

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
53	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2	142	相談支援体制の構築	地域の相談支援体制の更なる強化のため、野田市障がい者基幹相談支援センターの更なる充実を図ります。	・障がい者基幹相談支援センターにおける実績 相談件数 : 6,573件(延べ件数) 緊急受入件数:3件 ・基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。	・基幹相談支援センターとして新規及び継続とも対応件数は増加傾向にあります。相談支援事業所と連携し、困難ケースから通常ケースに移行したケースの引継体制を構築する必要があります。	・引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
54	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2	142	相談支援体制の構築	気軽に相談できる体制づくりに努めます。	障がい者支援課、市が委嘱する障がい者相談員による相談受付及び当事者・関係者相談を実施し、気軽に相談できる体制づくりに努めました。 相談受付件数:470件	今後も障がい者支援課、市が委嘱する障がい者相談員による相談受付及び当事者・関係者相談を実施し、気軽に相談できる体制づくりに継続する必要があります。	引き続き、障がい者支援課、市が委嘱する障がい者相談員による相談受付及び当事者・関係者相談を実施し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。	障がい者支援課 相談支援係
55	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2	142	相談支援体制の構築	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時や、両サービスを併用する際などに本人の意思を尊重し、必要な支援等が行われるよう、相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携を強化します。	・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会を開催し、連携を強化しました。 開催回数:1回 ・相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携して対応に当たりました。	・引き続き、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討する必要があります。 ・引き続き、相談支援専門員と介護支援専門員が、情報を共有し、連携していく必要があります。 ・相談支援専門員と介護支援専門員が、個々のケースを通じて情報を共有し、連携していく対応作りが必要です。	【障がい者支援課】 ・相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である相談支援部会において、連携の強化の方法を検討します。 ・引き続き、相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携していきます。 【地域包括支援課】 令和4年度より高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、令和7年度より地域包括支援課として支援体制強化をしておりますので、引き続き、ケースの状況に応じ、各地域包括支援センター、相談支援専門員、介護支援専門員が必要な情報を共有し、連携をしていきます。	障がい者支援課 相談支援係 地域包括支援課
56	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3	145	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	医療的ケアの支援の充実を図ります。	・喀痰吸引等研修は、受託可能な実施機関がなかったため中止しました。 ・発達障がい者等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めました。	・職員の専門的知識や資質向上のため、研修に参加できるよう継続して情報収集する必要があります。	・引き続き、喀痰吸引等研修の実施するため医療機関に協力を呼びかけます。 ・発達に障がいのある人等に対する支援に必要な研修等の情報の取得に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
57	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3	145	地域移行支援、在宅サービスなどの充実	障がいのある人の地域移行を支援します。	・医療的ケアを必要とする人の実態や事業所に必要な環境を把握し、利用しやすい環境の構築を図り、常時介護を必要とする障がいのある人が、自ら選択する地域で生活できるよう努めました。 ・また、関係機関と連携し、地域移行支援やグループホームなどの障害福祉サービスの適正な利用を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援しました。 ・さらに、地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受入れを行いました。 受入件数:3件	・引き続き、医療的ケアを必要とする人の実態や事業所に必要な環境を把握し、利用しやすい環境の構築を図り、常時介護を必要とする障がいのある人が、自ら選択する地域で生活できるよう努めます。 ・また、関係機関と連携し、地域移行支援やグループホームなどの障害福祉サービスの適正な利用を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援します。 ・さらに、地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受入れを行っていきます。	・今後も、医療的ケアを必要とする人の実態や事業所に必要な環境を把握し、利用しやすい環境の構築を図り、常時介護を必要とする障がいのある人が、自ら選択する地域で生活できるよう努めます。 ・また、関係機関と連携し、地域移行支援やグループホームなどの障害福祉サービスの適正な利用を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援します。 ・さらに、地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受入れを行っていきます。	障がい者支援課 相談支援係
58	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4	149	障がいのある子どもに対する支援の充実	児童の発達に関する相談を実施する中で、発達に関する課題や療育の必要性の検討、保護者の理解や受容を促すとともに、関係各課と連携しながら必要な療育支援を促します。	【児童家庭課】 ・市内3か所の子育てサロン及びつどいの広場では延べ9,139人の利用がありました。また、相談業務については、毎月の相談会の加え、随時相談を行うこととし、延べ652件の相談を受けました。 ・のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)及び既存子ども館6館にて連携型地域子育て支援拠点事業を実施し、延べ11,092人の利用がありました。 【保健センター】 ・子どもの発達面での相談について、子どもの発達相談室にて子ども相談(心理士による個別面談)を実施しました。発達に課題があり、療育を受ける必要性のある児へ児童発達支援の案内をしました。 ・児童発達支援の利用に向けて時間をかけて促していく必要がある場合や、利用までに時間がかかり待機となる等の際には、子どもの発達相談室にて、のびのび教室や個別での対応(発達支援事業)を実施しました。 ・子どもの発達相談室で相談のあった児であさひ育成園やこだま学園の利用を希望されている児について、必要に応じて情報共有を実施しました。 ・子ども相談実績 こども相談 実415人 延502人 ・のびのび教室	【児童家庭課】 ・年間を通じて事業を実施することができたことから、利用人数は増加しましたが、相談件数は減少しました。 ・子ども子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点として、交流・相談・情報提供・講座の基本4事業を実施するにあたり、NPO法人2団体及び社会福祉法人1団体に市から委託することでサービスを共通化し、利便性の向上に努めました。 ・地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することができ、孤立しがちな保護者の支援拡充を図りました。 ・相談業務が少ないため、事業の周知や企画により4事業をバランスよく実施する必要があります。 【保健センター】 ・保護者の発達課題への理解や受容には丁寧な関わりと時間がかかることが多く、保護者との対話を重要視して行うことが今後も必要となります。 ・令和6年度より、「のびのび相談」はのびのび教室との名称の混乱を防ぐため、「こども相談」と表記します。 【障がい者支援課】 ・専門的な療育を求める障がい(疑いの)ある子どもが、適正な支援につながるよう、	【児童家庭課】 ・引き続き委託事業として、育児中の保護者が仲間と交流できる子育てサロンを開設し、育児相談、情報提供、講座の開設などを実施します。 ・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないよう、サークルや相談等の充実を図ります。 ・今後も窓口等で相談を受けた場合には、相談内容に応じ障がい者支援課や子どもの発達相談室につなげます。 【保健センター】 ・令和7年度も引き続き、発達に心配のあるお子さんについて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等専門職が幅広く支援していきます。 ・心理士による個別面談を実施し、発達に課題があり、療育を受ける必要のある児に対して、発達検査も行いながら、丁寧に児童発達支援につないでいきます。 ・療育の必要性があり、保護者の児への特性理解や受容に時間を要する場合等にはのびのび教室を案内していきます。 ・育児に関する困り感について、関わり方の助言を含めた保護者支援(ペアレントプログラム)を行っていきます。	児童家庭課 保健センター 障がい者支援課 相談支援係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し 番号	事業 番号	項目(大)	施策 番号	ページ 番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
							野田72回 実73人 延235人 関宿12回 実7人 延27人 ・専門職個別相談 実99人 延234人 【障がい者支援課】 ・専門的な療育を求める障がいの(疑いの)ある子どもが、適正な支援につながるよう、療育支援に伴う障害児通所サービスの適切な利用を図りました。 ・通所サービス利用児 児童発達支援:405人 放課後等デイサービス:421人 保育所等訪問支援:64人 ・障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、関係機関とも連携し、ライフサポートファイルの普及と活用を推進しました。	引き続き療育支援に伴う障がい児通所サービスの適切な利用を図ります。 ・障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、関係機関とも連携し、ライフサポートファイルの周知に努める必要があります。	必要に応じて、あさひ育成園やこだま学園、幼稚園や保育所などの関係機関と連携して支援していきます。 【障がい者支援課】 ・今後も、専門的な療育を求める障がいの(疑いの)ある子どもが、適正な支援につながるよう、療育支援に伴う障害児通所サービスの適切な利用を図ります。 ・障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、関係機関からの意見を加味しながら、ライフサポートファイルの内容を見直し、普及と活用を推進します。	
59	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4	149	障がいのある子どもに対する支援の充実	ことばや発達に課題のある子どもへの支援を行います。	【児童家庭課】 ・市内3か所の子育てサロン及びつどいの広場では延べ9,139人の利用がありました。また、相談業務については、毎月の相談会の加え、随時相談を行うこととし、延べ652件の相談を受けました。 ・のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)及び既存子ども館6館にて連携型地域子育て支援拠点事業を実施し、延べ11,092人の利用がありました。 【保健センター】 ・言語発達遅滞、きつ音等が見られる言語障がいのある児に対して、個別訓練を行っていくとともに、保護者の相談に応じることで、子育て支援の促進を図りました。 ・新規面談は言語聴覚士が個別に対応し、適切な支援につなぎました。 ・ことば相談 ことば相談室利用児 野田 実49人 延419人 関宿 実7人 延120人 ・言語聴覚士相談 実91人、延べ95人 ・「就学に向けての学習会」1回、参加人数7名 ・こども相談等でことばの発達や発音等の課題のある子どもに対し、必要時、療育やことば相談室を案内しました。	【児童家庭課】 ・年間を通じて事業を実施することができたことから、利用人数は増加しましたが、相談件数は減少しました。 ・子ども子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点として、交流・相談・情報提供・講座の基本4事業を実施するにあたり、NPO法人2団体及び社会福祉法人1団体に市から委託することでサービスを共通化し、利便性の向上に努めました。 ・地域子育て支援拠点を増やすことで、より身近な場所で支援を受けられる環境を整備することができ、孤立しがちな保護者の支援拡充を図りました。 ・相談業務が少ないため、事業の周知や企画により4事業をバランスよく実施する必要があります。 【保健センター】 ・言語聴覚士による相談が実施されたことにより、適切な支援機関への紹介や、子どもの発達相談室の心理士と連携を図ることができているため保護者へのケアや、所属のある児については状況に応じて園とも連携し、サポートに繋がれるようになりました。 ・今後のことば相談において、保護者の多様なニーズに答えるために、研修に参加するなどし、情報収集を行い、常に新しい知識を増やしていく必要があります。	【児童家庭課】 ・引き続き委託事業として、育児中の保護者が仲間と交流できる子育てサロンを開設し、育児相談、情報提供、講座の開設などを実施します。 ・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下しているなか、支援が必要な保護者が孤立することがないように、サークルや相談等の充実を図ります。 ・今後も窓口等で相談を受けた場合には、相談内容に応じ障がい者支援課や子どもの発達相談室につなげます。 【保健センター】 ・令和6年度末でことばの相談室は廃止になりましたが、ことば相談は子どもの発達相談室の事業の一つとして、これまで通り言語聴覚士を中心にことばの訓練を実施していきます。 ・引き続き、言語の専門知識を持った職員による安定した言語相談と訓練を実施するために会計年度任用職員の言語聴覚士を増員します。 ・初回相談では言語聴覚士が相談を行い、必要に応じて検査を実施し、多面的で客観的な指標も用いながら言語発達の助言アドバイスに繋がっていきます。 ・より専門性に特化し、時代に即した情報から助言、指導、アドバイス、訓練に繋がっていくために、研修会への参加も積極的に行っていきます。 ・必要に応じて、就学後のお子さんの吃音に関して通級指導教室の教員と情報共有しつつ支援を行っていきます。	保健センター 児童家庭課
60	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4	149	障がいのある子どもに対する支援の充実	子育て支援の拠点を充実させ、子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。	地域における子育て拠点として、4か所(アートチャイルドケア野田東部みどり保育園、聖華保育園、アスク七光台保育園、聖華未来のこども園)で、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施しました。 「支援センター利用人数(延べ人数)」 ・野田東部みどり子育て支援センター 3,364人 (アートチャイルドケア野田東部みどり保育園内) ・さくらんぼルーム 338人 (聖華保育園内) ・ほかほかひろば 356人 (アスク七光台保育園内) ・コアラルーム 1,052人 (聖華未来のこども園内)	保護者が求める支援として、子どもへの対応や育児方法に関する需要があることから支援センターの利用者が増加しました。 子育て支援の拠点として、本事業の更なる周知と、気軽に立ち寄りやすい環境を充実させていく必要があります。	今後も子育て支援の拠点として、本事業の更なる周知と、子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。	子ども保育課

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
61	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4	149	障がいのある子どもに対する支援の充実	保育所や幼稚園へ訪問し、臨床心理士や作業療法士等による専門的な助言や指導を実施します。	<p>【子ども保育課】 教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し、継続して補助制度を実施しました。また、保育施設においては、発達上の支援を要する園児がいるクラスについて、園からの申請後、加配職員の認定を行いました。さらに、食物アレルギー児や宗教食対応のために要した経費についても補助を行いました。</p> <p>・保育施設における加配職員数 指定管理保育所 11人 私立保育園・認定こども園 25人</p> <p>【児童家庭課】 のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)の利用実績 ・開館日数 359日 ・利用者数 105,187人</p> <p>【保健センター】 ・保育所等の現場で保育に携わる職員のスキルアップをサポートするため「保育所等訪問指導事業」を実施しました。 ・保育所等訪問指導事業実績 実施箇所 19か所 訪問回数 153回 延べ対象児者数 778人</p>	<p>【子ども保育課】 教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し補助制度を実施し、保育施設においては、加配職員の認定、食物アレルギー等の対応の補助を行いました。また、今後も支援を要する園児の増加が想定されることから、インクルーシブ教育推進のための制度の充実を図る必要があります。</p> <p>【児童家庭課】 ・就学前児童から小中高生までを対象とする異年齢のこどもが利用する施設であることから、より安全かつきめ細やかにこどもの育成支援ができるよう、特に高学年の指導に関する職員のスキル向上が必要となっています。</p> <p>・利用者の意向や要望を把握し、運営協議会の意見を踏まえ、常に事業を見直し、サービスの向上に努めます。</p> <p>・子育て支援や地域交流の拠点として、保育所、幼稚園、学校等と連携した事業運営に取り組みます。</p> <p>【保健センター】 ・利用実績は伸びてきているものの、利用施設に偏りがみられます。</p>	<p>【子ども保育課】 今後も支援を要する園児の増加が想定されることから、教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し、継続して補助制度を実施し、保育施設においては、引き続き加配職員の認定、食物アレルギー等の対応の補助を行います。</p> <p>【児童家庭課】 ・人が持つ様々な個性や違い(年齢、性別、文化、障がい特性等)に関わらず、誰もが安全に安心して利用できるインクルーシブの理念を取り入れた運営を目指します。</p> <p>・より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナー等親子のふれあいの場を作るとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるような施設の適正な管理と職員の研修等に努めます。</p> <p>・のだしこども館 supported by kikkoman(児童センター)と既存子ども館が同じ事業者による運営の強みを活かすとともに地域と密着した事業を推進し、のだしこども館 supported by kikkomanを拠点として魅力的な事業は共有するなど、事業の活性化を図ります。</p> <p>【保健センター】 他の保育所等にも利用してもらうため周知徹底をしていきます。(年度初めに保育所長説明会で、訪問指導の流れ等を説明しています。)</p>	児童家庭課 子ども保育課 保健センター
62	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5	152	障害福祉サービスの質の向上など	障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、市内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図ります。	<p>・千葉県等が実施する研修を相談支援事業所等へ周知し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、相談支援事業所などの支援機関の技量の向上を図ります。</p> <p>周知件数:3件(相談支援専門員初任者件数・現任者件数・主任相談支援専門員研修)</p> <p>・障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所などが適正に運用されているか、指導や助言等を実施するとともに、立入検査を実施し、適正なサービスの提供に努めました。</p> <p>立入検査実施件数:2件</p> <p>・障害福祉サービス利用者やその家族が、事業者や施設に直接苦情を言にくい場合や、どこに苦情を言ったらよいかかわからない場合の相談窓口として、千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正化委員会(福祉サービス利用者サポートセンター)」の周知を図りました。</p>	<p>・引き続き、千葉県等が実施する研修を相談支援事業所等へ周知し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、相談支援事業所などの支援機関の技量の向上を図ります。</p> <p>・障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所などが適正に運用されているか、指導や助言等を実施するとともに、必要に応じて立入検査を実施し、適正なサービスの提供に努めます。</p> <p>・学校や通所サービス事業所との連携を図る必要があります。</p> <p>・障害福祉サービス利用者やその家族が、事業者や施設に直接苦情を言にくい場合や、どこに苦情を言ったらよいかかわからない場合の相談窓口として、引き続き千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正化委員会(福祉サービス利用者サポートセンター)」の周知を図ります。</p>	<p>・今後も、千葉県等が実施する研修を相談支援事業所等へ周知し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、相談支援事業所などの支援機関の技量の向上を図ります。</p> <p>・障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所などが適正に運用されているか、指導や助言等を実施するとともに、必要に応じて立入検査を実施し、適正なサービスの提供に努めます。</p> <p>・障害福祉サービス利用者やその家族が、事業者や施設に直接苦情を言にくい場合や、どこに苦情を言ったらよいかかわからない場合の相談窓口として、引き続き千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正化委員会(福祉サービス利用者サポートセンター)」を継続して周知を図ります。</p>	障がい者支援課 相談支援係
63	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5	152	障害福祉サービスの質の向上など	野田市愛のともしび基金を周知します。	心身障がい者児の施設整備等の費用にあてるため創設された基金の支援をいただきました。 1件	施設整備の充実、新たな施設の建設資金等に活用するため、更に寄付を周知していく必要があります。	引き続き、愛のともしび基金への寄付を募り、指定管理施設の改修工事等の原資として活用していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
64	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5	154	障がい福祉を支える人材の育成・確保	障害福祉サービスを安定的に提供するため、不足している障害福祉サービスの担い手を確保するための取組を新たに開始します。	障がいと介護に関する合同就職相談会を開催し、相談ブースの開設と市内の障がい者支援施設を巡る施設見学バスツアーを実施しました。 ブース5事業所参加、就職内定者1名	引き続き、障がい福祉の人材の育成、教育及び確保の提供に取り組み、障がい福祉サービスの担い手の確保に努めます。	介護・障がい支援職員合同就職相談会を開催し、相談ブースの設置及び障がい者支援施設の見学バスツアーを開催し、障がい福祉の人材育成について取り組みます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
65	7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5	154	障がい福祉を支える人材の育成・確保	グループホーム運営費補助金の支給を継続します。	グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営に要する一部経費の補助を実施しました。 支給件数:31件	グループホームの利用促進のため、事業所の運営を支援し、施設を充実することが必要です。	・継続してグループホームの利用促進を図り、事業所の運営を支援します。グループホーム支援「ワーカー」と連携を密に情報共有を図るとともに、市内のグループホームの利用状況等を定期的に確認し、空き状況等の把握に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
66	8	教育の振興	1	156	インクルーシブ教育システムの推進	障がいの有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。	令和5年度に引き続き、令和6年度「のた教育推進プロジェクト[学校版]」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開、②個に応じた特別支援教育の推進」を掲げ、取り組んでまいりました。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、幼児・児童・生徒へのより良い支援ができるように、幼稚園・学校と連携を図りました。	通常学級におけるユニバーサルデザインの視点を持った授業展開を強化していく必要性が感じられます。学校間で差がある為、今後も周知を図ってまいります。4年度から、本格化した「主体的・対話的な深い学びをめざす授業の展開」では、引き続き子ども達への動機づけや必要感のある学び合いの場の用意、ICT機器の効果的な活用など、創意工夫を行うよう更に働きかけてまいります。	令和6年度に引き続き、令和7年度「のた教育推進プロジェクト[学校版]」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開、②個に応じた特別支援教育の推進」を掲げています。各園・学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、幼児・児童・生徒へのより良い支援ができるように、幼稚園・学校と連携を図ってまいります。	指導課

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し 番号	事業 番号	項目(大)	施策 番号	ページ 番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
67	8	教育の振興	2	160	教育環境の整備	幼稚園及び学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めます。	<p>【教育総務課】 (トイレの洋式化) ・令和6年度は令和5年度から2か年の継続事業である関宿中央小学校のほか、宮崎小学校、南部小学校、川間小学校、福田第一小学校、二川小学校、関宿小学校のトイレ改修工事を実施し、小学校の様式化が完了しました。また、第二中学校、南部中学校、北部中学校、岩名中学校、二川中学校のトイレ改修設計を実施しました。 (学校施設のバリアフリー化) ・第二中学校 屋内運動場出入口手すり設置工事 屋内運動場への導線上に手摺の取付けを行い、利便性の向上を図りました。 ・東部中学校階段手摺取付け工事 校舎東側及び側階段の1階から4階手摺を設置し、安全性の確保及び利便性の向上を図りました。 【学校教育課】 医療的ケアが必要な児童のサポートを行うため、柳沢小学校に看護師を2名(常勤換算で1名)配置しました。 【指導課】 ・特別な配慮を要する子ども達への支援の工夫などをさらに呼び掛けていくと共に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図ってまいりました。 ・相談や支援の場として、ひばり教育相談、教育支援センターひばり、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させました。学校間あるいは子ども家庭総合支援課や子どもの発達相談室などの市の関係機関との連携、野田特別支援学校による支援も引き続き依頼しました。</p>	<p>【教育総務課】 障がいのある子ども1人1人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、トイレ改修、手すりの設置やスロープ等の整備が必要です。 【学校教育課】 従前から、障がい児等の受入れについて対応しておりますが、医療的ケア児の状態によっては施設整備の必要性や看護師等の専門職員の配置などの状況によることから、保護者や学校と事前に面談や協議等の対応が必要となります。 【指導課】 ・個別の教育支援計画の作成については、個人情報に関する繊細な内容も確認させていただくので、家庭と学校での誤解を生じないように進められるように、働きかけます。通常学級在籍児童・生徒については、特に配慮が必要となります。また、小学校から中学校、中学校から高等学校への引き継ぎを確実にし、切れ目ない支援体制を整えていくよう引き続き周知していきます。 ・保護者の同意を得て、必要な場面での各機関との情報共有を行い、支援につなげます。</p>	<p>【教育総務課】 ・第二中学校、南部中学校、北部中学校、岩名中学校、二川中学校のトイレ改修工事の実施します。 ・野田市立第一中学校、東部中学校、川間中学校、福田中学校、木間ヶ瀬中学校、関宿中学校のトイレ改修設計を実施します。 【学校教育課】 障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を整えるとともに、職員加配等に対応するための看護師等が確保できるよう、早期の対応と工夫に努めていきます。 【指導課】 ・特別な配慮を要する子ども達への支援の工夫などをさらに呼び掛けていくと共に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を強化していきます。 ・引き続き、相談や支援の場として、ひばり教育相談、野田市教育支援センターひばり、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させます。学校間あるいは子ども家庭総合支援課や子どもの発達相談室などの市の関係機関との連携、野田特別支援学校による支援も引き続き依頼してまいります。</p>	教育総務課 学校教育課 指導課
68	8	教育の振興	2	160	教育環境の整備	特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。	各小中学校でニーズの高まりがある、特別支援教育の推進のため、各学校での校内研修、市の特別支援学級新任担当者研修、教育相談研修会、野田市教育研究会特別支援教育部会等で、支援を要する児童・生徒理解、具体的な支援方法についての研修を行いました。	・若手教員が増えているため、校内研修等で理解を広げる必要があると考えます。経験のある先生方の素晴らしい実践を他校に広げていくよう努めてまいります。 ・オンラインによる研修や文書配布等も、引き続き対応していきます。	各小中学校でニーズの高まりがある、特別支援教育の推進のため、研修の場の充実を図ります。研修については、業務改善の観点から引き続きオンラインによる研修や文書配付等にて対応していきます。	指導課
69	8	教育の振興	2	160	教育環境の整備	障がいのある幼児児童生徒及び大学生に対する適切な支援ができる環境整備を推進します。	<p>・令和5年度に引き続き、「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行いました。通常学級において、個別の支援が必要なケースについては、実際の学びの場において専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を継続しました。 ・特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の場や行事等は、現場の先生方と丁寧に確認を取りながら進めました。</p>	<p>・子ども・保護者のニーズにより、就学相談の申請を行う方が増えています。丁寧に相談を重ねつつ、大勢の方々に対応できるように心がけます。学校見学は、個別に行っているため、受け入れ側の学校に数多く対応していただきました。次年度も引き続きお願いをしていきます。 ・相談については、保護者の思いをよく汲み取りながら、就学先の検討だけでなく、就学先への接続、子ども理解や適切な支援のし方の在り方の共有等を考慮しながら、進めてまいります。</p>	<p>・令和6年度に引き続き、「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行います。通常学級において、個別の支援が必要なケースについては、実際の学びの場において専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援をいただき、ケースに応じた細かな支援を継続してまいります。 ・特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の場や行事等は、現場の先生方と丁寧に確認を取りながら進めてまいります。</p>	指導課
70	8	教育の振興	3	162	生涯を通じた多様な学習活動の充実	障がいのある人が教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう努めます。	<p>・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、室内レクリエーションや散策を行いました。 ・ボランティアに企画運営に参加していただき、共催で事業を実施しました。</p>	<p>知的などの障がいのある青年たちが毎月1回スポーツやレクリエーション、館外活動などを行うことにより、会員同士の交流や情報の共有が図られ、社会的自立が促進されました。 また、ボランティアとの共催による活動を通じ、代表者の育成を図りました。しかし、知的などの障がいのある青年のみによる行事の計画や会員への連絡などは難しいため、引き続き支援をしていく必要があります。</p>	<p>・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、スポーツや館外活動を行います。 ・障がいのある青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。</p>	生涯学習課(公民館)

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
71	8	教育の振興	3	162	生涯を通じた多様な学習活動の充実	障がいのある人も読書に気軽に親しむことができるよう、図書館サービスの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・興風図書館1階のハンディキャップサービスのコーナーで掲示やリーフレット等によりサービス内容をPRしました。 ・LLブックや大活字本など身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めました。 ・一般書の大活字本だけでなく児童書の大活字本も購入してハンディキャップサービス用資料の種類を増やしました。 ・来館が困難の方に対し、宅送サービスを実施しました。 ・視覚障がいのある人(身体障害者手帳の障がい等級が1級又は2級が対象)に郵送貸出しサービスを実施しました。 ・視覚障がいにより表現の認識が困難な人に対し、デジ図書、点字図書の貸出しやボランティアによる対面朗読を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PRしたいサービスについて、対象者(当事者)の情報収集が難しいことがあります。 ・ハンディキャップサービス用の資料の出版点数はあまり多くありませんが、予算の範囲で対象資料を購入し、所蔵数を増やすことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの対象者(当事者)に限らず、その親族や知人も含めた方々に、サービス内容についてPRに努めます。 ・引き続き、LLブックや大活字本など身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。 ・みなサーチ(国立国会図書館障害者用資料検索)の提供するサービスに対応しており、サービスの拡充を図ります。 	興風図書館
72	9	雇用・就業、経済的自立の支援	1	165	総合的な就労支援	働く意欲のある障がいのある人がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 【商工観光課】野田市無料職業紹介所で、障がいのある人の求職相談や企業の紹介を行いました。相談件数:4人 紹介件数:1人 【障がい者支援課】就労移行支援、就労継続支援等の就労支援に係る障がい福祉サービスを提供しました。 ・障害者就業・生活支援センターはとふるが主催する意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図りました。意見交換会参加回数:2回 	<ul style="list-style-type: none"> 【商工観光課】引き続き相談・紹介業務を行うと共に、より多くの方に野田市無料職業紹介所を利活用いただけるよう周知します。 【障がい者支援課】引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、就労に関する支援を実施する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【商工観光課】より多くの方に野田市無料職業紹介所を利活用いただき、就労に関する相談や企業の紹介を行えるよう、周知に努めます。 【障がい者支援課】引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、就労に関する支援を実施します。 	障がい者支援課 相談支援係 商工観光課
73	9	雇用・就業、経済的自立の支援	1	165	総合的な就労支援	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(就労支援部会)が中心となり、農福連携の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にしました。開催回数:2回 ・就労支援部会において、農政課及びJAと連携し、農福連携の取組を推進しました。実施回数 7回、延べ参加者数 101名 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の就労支援部会において意見交換を行い、関係機関と連携を密にします。 ・農政課及びJAと連携し、農福連携の取組を推進します。 	障がい者支援課 相談支援係 農政課
74	9	雇用・就業、経済的自立の支援	1	165	総合的な就労支援	関係機関と連携して、周知強化による雇用推進奨励金及び障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付くように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、さらなる制度活用のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ周知に努めました。障がい者職場実習奨励金支給対象者:2人 雇用促進奨励金交付対象者:30人 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、更なる制度活用のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ、周知に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、制度活用を促進するため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ、周知に努めます。 	商工観光課
75	9	雇用・就業、経済的自立の支援	2	168	障がいのある人の雇用の促進	市における障がいのある人の雇用の取組を推進し、働く意欲のある障がいのある人がその適正もに応じて能力を十分に発揮できるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】野田市斎場内に設置している「セレショッパやすらぎ」に従事している精神障がいのある人に対し、就労に向けた支援を継続して実施しました。また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直し、より良い支援を行いました。当事者2人、支援者8人 ・斎場売店サポート委員会を定期的に開催し、情報の共有を図りました。 【人事課】障がい者理解の促進のため、今後も継続して周知を図ります。 ・障がい者雇用室において、令和6年度中に精神障がい者5名、知的障がい者5名を会計年度任用職員として任用しました。なお、障がい者雇用室では、社会福祉法人はとふるのジョブトレーナー2名により、障がい者への業務支援を実施しています。また、実施している業務内容については、郵便配送業務、洗車業務等をはじめ、各課からの依頼に基づき、入力業務や印刷物の印刷等を実施しています。 【障がい者支援課】多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図るため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(就労支 	<ul style="list-style-type: none"> 【社会福祉協議会】障害者総合支援法の施行により精神障がい者が様々な就労支援サービスを受給できるようになり、当該事業の役割が縮小してきているため、市と今後の売店運営について協議を重ねてまいりました。協議の結果、令和6年度をもって社会福祉協議会による斎場売店運営事業を終了し、令和7年度から野田市の指定管理者が指定管理事業として事業を実施することになりました。 【人事課】障がい者理解の促進のため、今後も継続して周知を図ります。 ・障がい者雇用室において、令和6年度中に精神障がい者5名、知的障がい者5名を会計年度任用職員として任用しました。なお、障がい者雇用室では、社会福祉法人はとふるのジョブトレーナー2名により、障がい者への業務支援を実施しています。また、実施している業務内容については、郵便配送業務、洗車業務等をはじめ、各課からの依頼に基づき、入力業務や印刷物の印刷等を実施しています。 【障がい者支援課】多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図るため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(就労 	<ul style="list-style-type: none"> 【人事課】「障がい者理解の理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」により、職員に周知を図ります。 ・現在は障がい者雇用室において10名の会計年度任用職員が就業しており、各課への障がい者雇用室の理解を進めています。また、障がい者雇用室で任用している障がいのある人を各課に配置できる環境整備等を引き続き検討します。 【障がい者支援課】今後も、支援の充実・強化を図るため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(就労支援部会)において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、情報共有や意見交換を行います。 ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援・就労定着支援などの障害福祉サービスを通じて、民間企業等に就労し、定着することを支援します。 	社会福祉協議会 人事課 障がい者支援課 相談支援係

第4次野田市障がい者基本計画進捗状況 調査票

通し番号	事業番号	項目(大)	施策番号	ページ番号	項目(小)	事業、施策などの方針	令和6年度		令和7年度	担当課担当係
							取組実績	評価及び課題	計画期間中の今後の取組	
							援部会)において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行いました。 ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援・就労定着支援などの障害福祉サービスを通じて、民間企業等に就労し、定着することを支援しました。	支援部会)において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、情報共有や意見交換を複数回行う必要があります。 ・福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援・就労定着支援などの障害福祉サービスを通じて、民間企業等に就労し、定着するよう支援しました。		
76	9	雇用・就業、経済的自立の支援	2	168	障がいのある人の雇用の促進	法定雇用率の達成に向けた取組を推進します。	宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者等に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がいのある人の雇用を図っています。	引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者等に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がい者雇用の促進を図る必要があります。	宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者等に要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がい者雇用の促進を図ります。	商工観光課
77	9	雇用・就業、経済的自立の支援	3	169	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図るため、必要な支援を継続して実施します。	障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催する意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換を行い関係機関と連携を図りました。 意見交換会参加回数:2回	引き続き、障害福祉サービスの利用と共に、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関と連携し、就労に関する支援を実施する必要があります。	10月から開始する障がい者就労選択支援事業に伴い、障害者就業・生活支援センター等の各支援機関との連携を強化し、障害福祉サービスの利用と共に、就労に関する幅広い支援を実施します。	障がい者支援課 相談支援係
78	9	雇用・就業、経済的自立の支援	4	170	一般就労が困難な障がいのある人に対する支援	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品購入や役務の提供を行うように努めます。	昨年度の調達実績は、調達目標額5,300,000円、調達実績額4,918,540円、目標達成率92.8%で、災害用備蓄品などの臨時的な物品調達があったため、例年を上回る実績額となりました。	グループウェア掲示板を活用し、市内障がい者就労施設等事業・物品販売パンフレットの周知や調達対象となる障がい者就労施設等情報を各所属へ提供し、調達予定部署と調整してまいります。	今年度の調達目標額は3,700,000円とし、障がい者就労施設等から物品購入や役務の提供を実施します。	障がい者支援課 相談支援係
79	9	雇用・就業、経済的自立の支援	4	170	一般就労が困難な障がいのある人に対する支援	福祉的就労に関する理解・啓発に努めます。	・毎年12月3日から9日の障害者週間に合わせ、11月30日から12月6日までふれあいギャラリーで障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会を行いました。	一般企業や市民に対して、事業所で働く障がい者を知ってもらうとともに、障害者優先調達推進法に対する理解を深め、より多くの方に発注や雇用の理解促進に努めました。	障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会を11月26日から12月2日まで実施予定です。事業所で働く障がいのある人について周知及び啓発を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係
80	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	1	173	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	今後も、安全に各種行事が開催できるように必要な支援を実施するとともに、障がいのある人の参加者数を増やすため更なる周知活動に努めます。	・野田市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、12月4日から10日までこころの作品展と題して市内精神科病院の患者及び利用者の作品展を開催しました。 ・11月27日から12月3日まで福祉作業所等で作成している物品や活動紹介を行いました。 ・障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、「サンスマイル」への支援を行いました。	障がいに対する理解と認識を深める必要があります。	・障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、「サンスマイル」への支援を継続するほか、「障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会」及び「こころの作品展」を実施します。	障がい者支援課 障がい者福祉係
81	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	1	173	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続きボランティアと共催で事業を実施し、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、室内レクリエーションや散策を行いました。 ・ボランティアに企画運営に参加していただき、共催で事業を実施しました。	知的などの障がいを持つ青年たちが毎月1回スポーツやレクリエーション、館外活動などを行うことにより、会員同士の交流や情報の共有が図られ、社会的自立が促進されました。 また、ボランティアとの共催による活動を通じ、代表者の育成を図りました。しかし、知的などの障がいを持つ青年のみによる行事の計画や会員への連絡などは難しいため、引き続き支援をしていく必要があります。	・中央公民館にて障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、スポーツや館外活動を行います。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図ります。	生涯学習課(公民館)
82	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	2	175	スポーツを楽しめる環境の整備	障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう、スポーツ大会等への参加の支援や機会の確保に努めます。	・千葉県障害者スポーツ大会への参加を支援しました。 開催日:5月26日(日) ・おひさまといっしょにの開催を支援しました。 ・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を11月17日(日)に実施しました。	・障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう活動機械の拡大を図る必要があります。	・障がい者釣大会は中止となりました。 ・おひさまといっしょに6月21日(土)に開催 ・市民活動ふれあいフェスティバルにおいて、障がい者スポーツ体験会を実施予定です。 開催予定日:11月23日(日)	障がい者支援課 障がい者福祉係
83	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	2	175	スポーツを楽しめる環境の整備	福田体育館の耐震補強のため、令和5年度から6年度の2か年の継続事業により、耐震補強及びバリアフリー化を含めた大規模改修工事を行い、令和5年度は、仮設工事及び解体工事を行います。	令和5年度からの2か年継続事業により、耐震補強及びバリアフリー化の大規模改修工事が完了し、令和7年4月から利用を再開しました。	バリアフリートイレの設置を始めとして、床の段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化を図りました。	令和6年度で事業完了。	スポーツ推進課
84	10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	2	175	スポーツを楽しめる環境の整備	総合公園体育館の多目的ルームについて、障がいのある人含め利用率の向上や、活用を促進します。	障がい者スポーツやニュースポーツ等に利用できる施設として、7,187名の方が利用しました。	今後も障がいのある人を含め利用率の向上や、活用の促進に努めます。	市主催のスポーツ教室等を開催予定です。	スポーツ推進課

1 令和8年度までに達成すべき目標

議題3

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(福祉計画の32ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

イ 第7期計画の目標と進捗状況

項目	目標値	R6年度実績	達成率	考え方
令和8年度までの地域生活移行者数	16人	1人	6.3%	令和4年度末時点における施設入所者数(82人)の6%(5人)に第6期計画の未達成割合(11人)を加えた値とします。
令和8年度までの施設入所者削減数	2人	0人	0%	令和4年度末時点における施設入所者数(82人)の5%とします。

ウ 実績と今後の取組について

地域生活への移行を進めるためには、自立訓練事業等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質及び量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある人の地域生活への移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がいのある人への理解の普及、啓発に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(福祉計画の33～34ページ)

ア 目標の設定

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進することにより、精神障がいのある人の地域移行や定着が可能となるため、下表の各項に掲げる活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要です。

なお、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画との関係に留意することとしています。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

項目	数値	R 6	R 7	R 8	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	目標値	3	3	3	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	実績値	6	-	-	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場へ関係者の参加者数	目標値	各1	各1	各1	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定します。
	実績値	各1	-	-	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目	目標値	1	1	1	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評

標設定及び評価の実施回数	実績値	1	-	-	価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	目標値	1	1	1	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	実績値	0	-	-	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	目標値	1	1	1	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	実績値	0	-	-	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	目標値	98	108	118	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	実績値	125	-	-	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	目標値	0	0	0	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	実績値	0	-	-	
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	目標値	13	15	17	現に利用している精神障がいのある人の数、精神障がいのある人のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
	実績値	9	-	-	

ウ 実績と今後の取組について

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場と自立支援・障がい者差別解消地域支援協議会の連携を図り、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

(福祉計画の35～36ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障がいを有する障がいのある人の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であることから、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としています。

以上の国の基本指針を踏まえ、野田市における各事業の目標値を次のとおり設定します。なお、野田市では令和2年度に野田市船形地先のグループホーム及び短期入所施設、当該施設に併設する障がい者基幹相談支援センターの開設をもって地域生活支援拠点の面的整備を完了しました。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	R6年度実績	考え方
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	1回	野田市地域生活支援拠点等運営会議の開催
コーディネーターの	実施	実施	基幹相談支援センターにコーディネ

配置等による体制の構築			ネーターを配置
強度行動障がいをもつ障がいのある人の状況や支援ニーズの把握及び支援体制の整備	実施	実施	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会において、強度行動障がいをもつ障がいのある人への支援体制について協議する。

ウ 実績と今後の取組について

地域生活支援拠点の機能の充実に向けて自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（野田市地域生活支援拠点等運営会議）において、評価検討を実施しつつ関係機関と連携しながら検討します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

（福祉計画の36～37ページ）

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労への移行者数が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

なお、一般就労への移行者数の目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	R6年度実績	達成率	考え方
----	-----	--------	-----	-----

項目		目標値	R6年度実績	達成率	考え方
令和8年度中の一般就労移行者数	就労移行支援事業	36人	11人	30.6%	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績（27人）の1.31倍の36人以上とします。
	就労継続支援A型事業	17人	10人	58.8%	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績（13人）の1.29倍以上の17人とします。
	就労継続支援B型事業	2人	1人	50%	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の移行実績（0人）の1.28倍以上の2人とします。
令和8年度末における一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合		50%	36%	72%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、5割以上が就労定着支援を利用するものとします。
就労定着支援事業の利用者数		34人	38人	111.8%	令和8年度中の一般就労移行者数が、令和3年度の実績（24人）の1.41倍以上の34人とします。
令和8年度末における就労定着支援事業所ごとの就労定着率		25%	100%	400%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

ウ 実績と今後の取組について

一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がいのある人の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、引き続き就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基

づいて作成している障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進を図るための方針と整合性を図りながら、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努め、合わせて障がいのある人が地域において自立した生活を実現するための工賃の向上に努めます。

○野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標額	3,700,000円	3,700,000円	5,300,000円
実績額	2,579,193円	2,712,058円	4,918,540円
(物品)	696,050円	815,704円	2,910,253円
(役務)	1,883,143円	1,896,354円	2,008,287円
達成率	69.7%	73.2%	92.8%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

(福祉計画の38～39ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少な

くとも1か所以上設置すること、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和8年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援等を利用できる体制を構築することとしています。

そのほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年

度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、医療的ケア児

が切な支援を受けられるように令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

なお、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築及び保健、医

療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、国の基本指針を充足しています。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	R 6年度実績	達成率	考え方
令和8年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	100%	国の基本指針で示されている児童発達支援センターの設置目標（1か所以上）について、市では既に2か所を設置し目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和8年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	実施	—	国の基本指針で示されている保育所等訪問支援体制の構築について、市では既に目標を達成しているため、サービス提供体制を維持します。
令和8年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	0%	令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。
令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	設置	設置	—	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、協議の場の活用を図ります。
令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	設置	設置	—	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

ウ 実績と今後の取組について

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保できるよう努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を設置し、その活用を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。

（6）相談支援体制の充実・強化等

(福祉計画の39～40ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが下表に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、下表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとしています。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

サービス等の種類		数値	R 6	R 7	R 8	考え方
基幹相談支援センターの設置	目標値	設置	設置	設置		令和2年度に設置済み。
	実績値	設置	—	—		
総合的・専門的な相談支援	目標値	実施	実施	実施		
	実績値	実施	—	—		
障がい者相談支援事業	目標値	10か所	12か所	12か所		
	実績値	9か所	—	—		
地域の相談支援体制の強化 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	目標値	790	806	822		障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実・強化を図ります。
	実績値	881	—	—		
	目標値	10	10	10		
	実績値	11	—	—		

サービス等の種類		数値	R 6	R 7	R 8	考え方
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標値	10	10	10	
		実績値	11	—	—	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	目標値	1	1	1	
		実績値	1	—	—	
	主任相談支援専門員の配置数の見込み	目標値	0	0	1	
		実績値	0	—	—	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数(頻度)目標値	1	1	1	野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会において、事例検討を実施します。
		実施回数(頻度)実績値	0	—	—	
		参加事業者・機関数目標値	1	1	1	
		参加事業者・機関数実績値	0	—	—	
	協議会の専門部会	実施回数(頻度)目標値	1	1	1	

サービス等の種類		数値	R 6	R 7	R 8	考え方
	実施回数 (頻度) 実績値		1	—	—	において、事例検討を実施します。
	設置数 目標値		1	1	1	
	設 置 数 実績値		1	—	—	

ウ 実績と今後の取組について

令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中核的役割を果たすとともに、各相談支援機関が円滑に機能するよう検証、評価及び適切な見直しを行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(福祉計画の41～42ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であるため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や事業所の適正な運営を行っている事業所を確保することが必要とされています。

さらに、障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、

相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要があるとしています。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、下表の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

イ 第7期計画の目標値と進捗状況

サービス等の種類	数値	R6	R7	R8	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	目標値	1	1	1	千葉県が実施する各種研修への参加を促進します。
	実績値	1	—	—	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	目標値	実施	実施	実施	請求の過誤をなくすための取組を実施します。
	実績値	実施	—	—	

ウ 実績と今後の取組について

市職員が各種研修に参加しやすい体制及び適正な運営を行う事業者を確保するため障害福祉サービス事業所への実地指導等を実施する職員体制の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会を活用し、請求の過誤等を無くすための事例検証を行うなど情報共有を図ります。

2 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

(福祉計画の43～52ページ)

ア 訪問系サービス

1 サービス見込量の算出の考え方

サービス等の種類	サービス見込量算出の考え方
居宅介護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
同行援護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
行動援護	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度障害者等包括支援	現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間 /月	計画値	2,311	2,273	2,864	3,533	3,886	4,216
		実績値	2,863	3,322	2,330	4,563	—	—

行動援護 重度障害者等 包括支援		達成率	123.9%	146.2%	81.3%	129.2%	－%	－%
	実人 /月	計画値	182	185	208	175	182	119
		実績値	158	167	158	181	－	－
		達成率	86.8%	90.3%	76.0%	103.4%	－%	－%

(各年度実績は3月末時点)

○市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

No.	名称
1	アイナケア
2	有限会社あいらいふ居宅介護事業所
3	ADVANCE
4	介護のニヤコ
5	ウールズ運河ヘルパーステーション
6	鶴寿園訪問介護事業所
7	秋桜ヴィレッジ清水公園訪問介護事業所
8	さくら・介護ステーション野田
9	指定訪問介護事業所かりん
10	SOMPOケア野田関宿訪問介護
11	SOMPOケア野田山崎訪問介護
12	トータルサポート・ノダ
13	ニチイケアセンター野田
14	のだ訪問サービスヘルパーステーション（重度訪問介護は休止中）
15	ひなたぼっこ
16	ヘルパーステーションつぼみ
17	訪問介護事務所エール野田
18	訪問介護ステーション花ごころ野田
19	特定非営利活動法人マ・メール
20	マミー介護サービス

No.	名称
21	ラウンド&ケアヘルパーステーション野田
22	麗訪問介護

(令和7年3月末時点、五十音

順)

○市内行動援護事業所

No.	名称
1	ADVANCE

(令和7年3月末時点)

○市内同行援護事業所

No.	名称
1	野田市社会福祉協議会
2	アイナケア

(令和7年3月末時

点)

イ 日中活動系サービス

1 サービス見込量の算出の考え方

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用者数の見込みを設定します。また、療養介護については、支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

2 第7期計画値と進捗状況

◎生活介護

サービス名	単位	数値	(参考) 第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
生活介護	延人数 /月	計画値	6,017	6,139	6,228	6,278	6,393	6,535
		実績値	6,161	6,318	5,896	6,071	—	—
		達成率	102.4%	102.9%	94.7%	96.7%	—%	—%

		(参考) 第6期計画			第7期計画		
実人/月	計画値	325	332	338	331	336	343
	実績値	311	319	329	335	—	—
	達成率	95.7%	96.1%	97.3%	101.2%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内生活介護事業所

No.	名称	定員 (人)
1	野田市立あおい空	20
2	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20
3	おもいやりの花	20
4	生活介護きょう花	14
5	くすのき苑(日中部分)	50
6	COCORO	20
7	COCORO HANARE	20
8	野田市立こぶし園	40
9	生活介護事業所 Ciel	20
10	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	25
11	野田市関宿心身障がい者福祉作業所(多機能型)	10
12	のだ福祉支援センターありがとうの花	20
13	野田芽吹学園(日中部分)	50
14	生活介護ハナファイ	10
15	ひばり	40
16	ほのか	20
17	ワークショップくすのき	30
計		429

(令和7年3月末時点、五十

音順)

◎自立訓練（機能訓練）

			（参考）第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
自立訓練 （機能訓練）	延人数 /月	計画値	21	21	21	4	3	3
		実績値	0	0	0	0	-	-
		達成率	0%	0%	0%	0%	-%	-%
	実人 /月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	-	-
		達成率	0%	0%	0%	0%	-%	-%

（各年度実績は3月末時点）

○市内自立訓練（機能訓練）事業所 無し

◎自立訓練（生活訓練）

			（参考）第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
自立訓練 （生活訓練）	延人数 /月	計画値	149	183	188	311	344	390
		実績値	251	300	193	233	-	-
		達成率	168.5%	163.9%	102.7%	74.9%	-%	-%
	実人 /月	計画値	6	7	7	20	23	26
		実績値	15	18	15	17	-	-
		達成率	250.0%	257.1%	214.3%	85%	-%	-%

（各年度実績は3月末時点）

○市内自立訓練（生活訓練）

No.	名称	定員（人）
1	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	6
2	つばさ（多機能型）	6
計		12

（令和7年3月末時点、五十音順）

◎就労選択支援

			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R6年	R7年	R8年
就労選択支援	実人/月	計画値	—	1	1
		実績値	—	—	—
		達成率	—	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

※令和7年より新規のため6年度は数値なし

○市内就労選択支援事業所 無し

◎就労移行支援

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
就労移行支援	延人数/月	計画値	808	935	1,025	1,012	1,019	1,040
		実績値	852	675	952	1,214	—	—
		達成率	105.4%	72.2%	92.9%	120%	—%	—%
	実人/月	計画値	46	52	57	61	62	64
		実績値	53	39	60	68	—	—
		達成率	115.2%	75.0%	105.3%	111.5%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内就労移行支援事業所

No.	名称	定員(人)
1	就労サポート・のだ	20

(令和7年3月末時点)

◎就労継続支援(A型)

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
就労継続 支援A型	延人数 /月	計画値	2,050	2,256	2,447	2,034	2,144	2,279
		実績値	1,574	1,937	1,985	2,106	—	—
		達成率	76.8%	85.9%	81.1%	103.5%	—%	—%
	実人 /月	計画値	117	128	139	113	119	127
		実績値	82	102	112	117	—	—
		達成率	70.1%	79.7%	80.6%	103.5%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内就労継続支援（A型）事業所

No.	名称	定員（人）
1	ファーストステップ事業所	20
2	株式会社ホップ	20
計		40

(令和7年3月末時点、五十音順)

◎就労継続支援（B型）

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
就労継続 支援B型	延人数 /月	計画値	2,164	2,289	2,428	3,533	3,876	4,210
		実績値	2,529	3,504	3,665	3,923	—	—
		達成率	116.9%	153.1%	150.9%	111%	—%	—%
	実人 /月	計画値	134	142	150	231	254	277
		実績値	178	197	227	249	—	—
		達成率	132.8%	138.7%	151.3%	107.8%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内就労継続支援（B型）事業所

No.	名称	定員（人）
1	野田市立あすなろ職業指導所（多機能型）	20

No.	名称	定員（人）
2	指定多機能型事業所芽ばえ（多機能型）	14
3	就労継続支援0linace 野田	20
4	就労継続支援B型「紙ふうせん」	20
5	ガーデン愛宕	20
6	サンライズ野田	20
7	就労サポート・のだ	20
8	野田市心身障がい者福祉作業所（多機能型）	15
9	野田市関宿心身障がい者福祉作業所（多機能型）	10
10	つばさ（多機能型）	19
11	トライアンプ(株)野田事業所	20
12	就労継続支援B型ハナファイ	10
13	羽の郷野田	20
14	就労継続支援B型事業所 友遊	20
15	ひと粒の種 就労支援事業所	20
16	リハスワーク野田	20
計		288

（令和7年3月末時点、五十音順）

◎就労定着支援

サービス名	単位	数値	（参考）第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
就労定着支援	実人/月	計画値	8	9	11	37	43	49
		実績値	24	24	28	25	-	-
		達成率	300.0%	266.7%	254.5%	67.6%	-%	-%

（各年度実績は3月末時点）

○市内就労定着支援事業所

No.	名称
1	就労サポート・のだ

(令和7年3月末時点、五十音順)

◎療養介護

サービス名	単位	数値	(参考) 第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
療養介護	実人 /月	計画値	15	15	16	14	15	15
		実績値	14	14	14	14	-	-
		達成率	93.3%	93.3%	87.5%	100%	-%	-%

(各年度実績は3月末時点)

○市内療養介護事業所 無し

◎短期入所（福祉型・医療型）

サービス名	単位	数値	(参考) 第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
短期入所	延人数 /月	計画値	362	360	364	382	403	425
		実績値	273	333	353	411	-	-
		達成率	75.4%	92.5%	97.0%	107.6%	-%	-%
	実人 /月	計画値	54	53	54	51	54	57
		実績値	27	43	35	55	-	-
		達成率	50.0%	81.1%	64.8%	107.8%	-%	-%

(各年度実績は3月末時点)

○市内短期入所事業所

No.	名称	定員 (人)
1	AMANEKU野田中里 短期入所（併設）	2
2	AMANEKU野田琴平 短期入所（空床型）	1
3	野田市立あおい空（法外 単独型）	3
4	グループホームおひさま（空床型）	5

自立生活 援助	実人 /月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	-	-
		達成率	0%	0%	0%	0%	-%	-%

(各年度実績は3月末時点)

○市内自立生活援助事業所

No.	名称
1	生活サポート木洩れ日

(令和7年3月末時点、五十音順)

◎共同生活援助

サービス名	単位	数値	(参考) 第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
共同生活 援助	実人 /月	計画値	168	180	193	298	329	360
		実績値	230	268	325	347	-	-
		達成率	136.9%	148.9%	168.4%	116.4%	-%	-%

(各年度実績は3月末時点)

○市内共同生活援助事業所

No.	名称	定員(人)
1	AMANEKU野田琴平	10
2	AMANEKU野田中里	20
3	いえろー	4
4	イノベル野田尾崎	10
5	イノベル野田上花輪	10
6	オリーブかわま	10
7	おひさま	5
8	おれんじ	4
9	かえで	4

No.	名称	定員（人）
10	カラカルの家	5
11	かりんず	8
12	希の芽	7
13	ぐりーん	4
14	グループホームいこい	6
15	グループホームGreen	6
16	グループころん	5
17	グループホームなのはな いいのホーム	3
18	グループホームにじ	6
19	グループホームPeace	5
20	グループホームPeace2	3
21	グループホームLight	2
22	啓心荘なでしこ	5
23	啓心荘ひまわり	5
24	コーギーの家	5
25	COCORO五木新町	6
26	COCORO野田日の出町	5
27	COCORO野田中野台	4
28	COCORO野田なみき	5
29	COCORO三ツ堀	5
30	ささらホーム1～5サテライト	21
31	サンセット野田	6
32	しいのき	4
33	ソーシャルインクルー野田尾崎	20
34	ソーシャルインクルー野田上花輪	10
35	そよかぜハウスB棟～F棟	22
36	ソマリの家	5

No.	名称	定員（人）
37	そら	4
38	第2サンセット野田	6
39	第3サンセット野田	2
40	トイプードルの家	4
41	東安根本ホーム	8
42	ナーシングピア船形	10
43	にゃんメゾン梅郷	4
44	パートナーガーデン愛宕	20
45	ハーモニーホーム	16
46	ぱーる	5
47	陽の芽	4
48	ブライドホームなかね	4
49	イノベル野田尾崎	10
50	イノベル野田上花輪	10
51	星のいえ野田第1～第3	14
52	ほっと	5
53	ポプラ	5
54	芽ぐみ	4
55	もくれん	5
56	ゆりの木	7
57	リズムホーム尾崎	10
58	リズムホーム尾崎Ⅱ	10
59	リズムホーム上花輪新町	10
60	リズムホーム清水公園	7
61	リズムホーム野田中里	10
62	リズムホーム山崎	4
63	リビアヤマネコの家	4

No.	名称	定員（人）
64	ROOTS野田	7
65	ロシアンブルーの家	6
66	ワイオハの家	4
67	わおんグループホームのだ	7
計		491

（令和7年3月末時点、五十音順）

◎施設入所支援

サービス名	単位	数値	（参考）第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
施設入所支援	実人/月	計画値	85	84	82	82	82	80
		実績値	89	82	79	79	—	—
		達成率	104.7%	97.6%	96.3%	96.3%	—%	—%

（各年度実績は3月末時点）

○市内施設入所支援事業所

No.	名称	定員（人）
1	くすのき苑	50
2	野田芽吹学園	50
計		100

（令和7年3月時点、五十音順）

（2）指定相談支援

（福祉計画の52～54ページ）

ア 計画相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
サービス名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
計画相談 支援	実人/月	計画値	177	185	201	259	286	310
		実績値	209	220	265	258	—	—
		達成率	118.1%	118.9%	131.9%	99.6%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内指定特定相談支援事業所

No.	名称
1	敬愛
2	相談支援事業所アイナケアプランセンター
3	相談支援事業所E S C O R T
4	相談支援事業所サポート芽吹
5	相談支援事業所はーとふる
6	相談支援事業所ピース
7	相談支援事業所ラシーク
8	相談支援事業所れんげ
9	相談支援センターあどら
10	相談支援センターいちいの木
11	相談支援センターそよかぜ
12	地域活動支援センターさくら
13	野田市立こだま学園
14	野田みどり会相談支援事業所
15	福祉相談室イマジン
16	美来相談支援事業所
17	リズムホーム野田相談支援事業所

(令和7年3月時点、五十音順)

イ 地域相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、現に利用している者の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

地域定着支援については、現に利用している者の数、単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

2 第7期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考) 第6期計画			第7期計画		
			R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
地域移行支援	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	—	—
		達成率	0%	0%	0%	0%	—%	—%
地域定着支援	実人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1	1	—	—
		達成率	0%	0%	100.0%	100%	—%	—%

(各年度実績は3月末時点)

○市内指定一般相談支援事業所 無し

3 (1)指定障害福祉サービス及び(2)指定相談支援の実績と今後の取組について

訪問系サービスについては、障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。また、サービスを必要とする障がいのある人が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努めるとともに、適正な審査による支給の適正化を図ります。

日中活動系サービスについては、既存施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用者が利用しやすい環境を整備するために、通所に

係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。柏市の療養介護事業所(重症心身障がい児者施設)と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重度心身障がい児者に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。

居住系サービスについては、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。また、グループホームを利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。施設入所者の地域生活への移行に取り組んでいる一方で、地域での入所希望者は令和5年4月1日現在で77人となっています。グループホーム等での生活が可能な人については、地域生活への移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

計画相談支援については、利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(相談支援部会)及び障がい者基幹相談支援センターを通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

地域相談支援については、県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(相談支援部会)等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

(3) 地域生活支援事業

(福祉計画の55～63ページ)

ア 理解促進研修・啓発事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

2 第7期計画値と進捗状況

		(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。

イ 自発的活動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

2 第7期計画値と進捗状況

		(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に障がいのある人の地域社会への参加及び福祉の向上のために実施する事業費に対して補助を行います。

ウ 相談支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がい者基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中で中核的な機関として設置し、必要な人員を配置します。

障がい者基幹相談支援センター機能強化事業については、困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談支援体制を強化します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
障がい者基幹相談支援センター	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-
障がい者基幹相談支援センター機能強化事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

障がい者支援課が地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年度に設置した障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援の提供体制の機能強化を図ります。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置している専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。

Ⅱ 成年後見制度利用支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
成年後見制度利用支援事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）等によ

り、制度の普及啓発活動を行います。成年後見制度の利用に要する費用のうち、
成
年後見制度の市長申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
成年後見制度法人 後見支援事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会が実施する成年後見支援事業について、関係機関と連携し制度の普及を図ります。

カ 意思疎通支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

手話通訳者設置事業は、聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を配置します。

意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業は、聴覚障がいのある人とその他の者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣事業を行います。

遠隔手話通訳サービスは、急な手話通訳の依頼に対応するためタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスを行います。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
手話通訳者設置事業	人	計画値	1	1	1	2	2	2
		実績値	1	1	1	2	-	-
意思疎通支援者派遣事業	件	計画値	427	427	427	450	450	450
		実績値	425	397	520	460	-	-
遠隔手話通訳サービス	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

手話通訳者設置事業については、今後も市役所及び関宿支所に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者派遣事業についても事業を継続するとともに、急な手話通訳の依頼に対応できるよう遠隔手話通訳サービスを実施するなど聴覚障がいのある人の意思疎通支援の充実に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

1 サービス見込量の算出の考え方

地域で生活する障がいのある人に対し、日常生活用具等を給付することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
介護・訓練支援用具	件	計画値	5	5	5	7	7	7
		実績値	3	13	23	7	-	-
自立生活支援用具	件	計画値	24	24	24	26	26	26
		実績値	17	21	20	13	-	-
在宅療養等支援用具	件	計画値	17	17	17	19	19	19
		実績値	19	17	28	12	-	-

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	25	25	25	27	27	27
		実績値	29	30	23	30	—	—
排泄等管理支援用具	件	計画値	2,996	2,996	2,996	2,502	2,502	2,502
		実績値	3,148	3,097	3,097	3,422	—	—
住宅改修費	件	計画値	2	2	2	4	4	4
		実績値	2	0	1	1	—	—

- ・介護・訓練支援用具…特殊寝台等
- ・自立生活支援用具…入浴補助用具等
- ・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
- ・情報・意思疎通支援用具…点字器等
- ・排泄管理支援用具…ストーマ装具等

3 実績と今後の取組について

障がいのある人のニーズに合った用具を事業の対象にできるよう情報収集に努めるとともに、障がいのある人に対して適切な情報提供に努めます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

1 サービス見込量の算出の考え方

手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了者数）	人	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	23	20	23	18	—	—

3 実績と今後の取組について

野田市社会福祉協議会と連携を図りながら、手話奉仕員養成研修事業を実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。

ケ 移動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
移動支援事業	利用時間/年	計画値	14,410	14,410	14,410	25,037	24,743	26,450
		実績値	18,434	19,365	22,506	22,972	—	—
		達成率	127.9%	134.4%	156.2%	91.7%	—%	—%
	利用者数/年	計画値	132	132	132	120	123	127
		実績値	108	113	132	138	—	—
		達成率	81.8%	85.6%	100.0%	115.0%	—%	—%

3 実績と今後の取組について

利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。

コ 地域活動支援センター機能強化事業

1 サービス見込量の算出の考え方

利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
援支利市設	計画値		5	5	5	5	5	5

			(参考) 第6期計画			第7期計画			
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	
		実績値	5	5	5	5	-	-	
			達成率	100.0%	100.0%	100%	100%	-%	-%
		利用人数	計画値	150	150	150	156	156	156
			実績値	136	139	134	144	-	-
			達成率	90.7%	92.7%	89.3%	92.3%	-%	-%
	他市町村利用分	施設数	計画値	3	3	3	3	3	3
			実績値	3	3	4	4	-	-
			達成率	100.0%	100.0%	133.3%	133.3%	-%	-%
		利用人数	計画値	11	11	11	10	10	10
			実績値	10	10	13	11	-	-
			達成率	90.9%	90.9%	118.2%	110.0%	-%	-%

3 実績と今後の取組について

地域活動支援センターの安定した事業運営及び障がいのある人が利用できる環境の整備ができるよう支援を行います。

サ その他の事業

サービスの種類		内容
業 日常生活支援に関する事	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障がいのある人に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	生活訓練等事業	障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。
	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
社会参加支援に関する事業	レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション活動等を支援します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活を営む上で必要度の高い情報を提供します。

サービスの種類		内容
	奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員や点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

1 サービス見込量の算出の考え方

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいのある人のニーズに合った事業を実施し、福祉の増進を図ります。

2 第7期計画値と進捗状況

			(参考) 第6期計画			第7期計画			
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	
訪問入浴サービス事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—	
生活訓練事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	廃止	廃止	廃止	廃止	—	—	
日中一時支援事業	障がい者	利用回数/年	計画値	5,386	5,386	5,386	4,787	5,039	5,291
		実績値	3,788	4,405	6,560	6,681	—	—	
		達成率	70.3%	81.8%	122.4%	139.5%	—%	—%	
		利用者数/年	計画値	109	109	109	78	81	85
		実績値	58	75	89	102	—	—	
		達成率	53.2%	68.8%	81.7%	130.7%	—%	—%	
	障がい児	利用回数/年	計画値	5,023	5,023	5,023	3,535	3,351	3,167
			実績値	3,855	3,284	2,418	2,278	—	—
			達成率	76.7%	65.4%	48.1%	64.4%	—%	—%
		利用	計画値	64	64	64	78	81	85

			(参考) 第6期計画			第7期計画		
事業名	単位	数値	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
	者数 /年	実績値	60	59	47	48	-	-
		達成率	93.8%	92.2%	73.4%	61.5%	-%	-%
レクリエーション活動等支援事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	中止	中止	中止	中止	-	-
点字・声の広報等発行事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-
奉仕員養成研修事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	-	-

3 実績と今後の取組について

野田市社会福祉協議会等の市の契約事務手続に従い決定した事業者に委託するほか、市に指定登録を行った事業者により実施します。

(4) 発達障がい者等に対する支援

(福祉計画の64ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

支援プログラム等の支援者を計画的に養成し、令和6年度よりペアレントトレーニング事業を新たに開始することを踏まえ、支援者数と受講者数について、必要な人数を見込んでいます。

なお、ペアレントメンターやピアサポートについては、千葉県が実施するピアサポート活動等を推進します。

2 第7期計画値と進捗状況

			第7期計画		
事業名	単位	数値	R6年	R7年	R8年

			第7期計画		
事業名	単位	数値	R6年	R7年	R8年
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数等	受講者数/年	計画値	10	10	10
		実績値	—※1	—	—
	支援者数/年	計画値	6	6	6
		実績値	5	—	—
ペアレントメンターの人数	—	計画値	千葉県による実施		
		実績値	0	—	—
ピアサポート活動への参加人数	—	計画値	千葉県による実施		
		実績値	0	—	—

※1 事業を実施しなかったため、実績値なし

3 実績と今後の取組について

各種の研修や講習案内のほか、県内のピアサポート活動の情報提供を行います。

(5) 障がい児支援

(福祉計画の65～66ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績の推移を勘案して見込みます。

サービス等の種類	内容
障害児相談支援	<p>■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>■ 継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。</p>

サービス等の種類		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

2 第7期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	第7期計画		
			R6年	R7年	R8年
障害児相談支援	実人/月	計画値	155	166	178
		実績値	161	-	-
児童発達支援	実人/月	計画値	314	341	371
		実績値	304	-	-
	延人/月	計画値	3,004	3,281	3,572
		実績値	3,139	-	-
放課後等デイサービス	実人/月	計画値	367	387	413
		実績値	359	-	-
	延人/月	計画値	4,745	5,003	5,320
		実績値	4,342	-	-
保育所等訪問支援	実人/月	計画値	24	28	31

			第7期計画		
事業名	単位	数値	R6年	R7年	R8年
	延人/月	実績値	25	-	-
		計画値	30	35	39
		実績値	32	-	-
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	-	-
	延人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	-	-
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人数	計画値	2	2	2
		実績数	2	-	-

○市内児童発達支援事業所

No.	名称	定員(人)
1	野田市立あさひ育成園	20
2	あしたば	10
3	アンディとTiara	10
4	インクルアルファ	10
5	からふるKids野田	10
6	からふるKids清水	10
7	キッズセンター・さくら野田事業所	10
8	野田市立こだま学園	30
9	こぱんはうすさくら野田教室	10
10	コペルプラス梅郷教室	10
11	SWEET HOME にこにこ	10
12	ステップ	10
13	Smile Peace	10
14	ドレミファソライズFC野田	10
15	ぱぷりかランド	10

No.	名称	定員（人）
16	放課後デイサービスウィズパートナー	10
17	放課後等デイサービスS a n t a	10
18	リトルプレイス梅郷教室	10
19	L S～ルース～	10
計		220

(令和7年3月末時点、五十音順)

○市内医療型児童発達支援事業所 無し

○市内放課後等デイサービス事業所

No.	名称	定員（人）
1	アンディとT i a r a	10
2	インクル	10
3	インクルアルファ	10
4	からふるK i d s野田	10
5	からふるK i d s清水	10
6	キッズセンター・さくら野田事業所	10
7	c o c o r o野田教室	10
8	こぱんはうすさくら野田教室	10
9	サニーホット野田	10
10	S W E E T H O M E にこにこ	10
11	S m i l e P e a c e	10
12	ドレミファソライズF C野田	10
13	ぱぷりかランド	10
14	ハルちゃんh a p p y s m i l e	10
15	放課後デイサービスウィズパートナー	10
16	放課後等デイサービスS a n t a	10

No.	名称	定員（人）
17	放課後等デイサービスCherie	10
18	リトルプレイス梅郷教室	10
19	LS～ルース～	10
計		190

（令和7年3月末時点、五十音順）

○市内保育所等訪問支援事業所

No.	名称
1	Smile Peace
2	野田市立こだま学園

（令和7年3月末時点、五十音順）

○市内居宅訪問型児童発達支援事業所 無し

○市内指定障害児相談支援事業所

No.	名称
1	野田市立こだま学園
2	相談支援事業所アイナケアプランセンター
3	相談支援事業所サポート芽吹
4	相談支援事業所はーとふる
5	相談支援事業所ラシーク
6	相談支援事業所れんげ
7	相談支援センターあどら
8	相談支援センターいちいの木
9	相談支援センターそよかぜ
10	地域活動支援センターさくら
11	美来相談支援事業所
12	相談支援事業所ありがとうの花

（令和7年3月末時点、五十音順）

3 実績と今後の取組について

児童発達支援、放課後等デイサービスは、障がい児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。

なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県とともに支援内容の質の維持向上に努めます。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。

議題 4

令和7年度野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会について（報告）

令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第4次野田市障がい者基本計画において、「障がい福祉を支える人材の育成・確保」のための具体的な取組として、合同就職相談会の開催を掲げております。

昨年、介護支援課と合同で実施した就職相談会では、43人の来場者を迎え、障がい福祉施設5事業所、介護施設13事業所の参加があり、両分野から計4名の採用者がありました。

今年度につきましても、令和7年11月23日（日）、野田市役所エントランスホールにて、介護事業所と障がい福祉事業所の合同により、下記のとおり開催予定です。

また、今年度はその事前告知として、令和7年10月18日・19日の両日、野田市産業祭でブースを設け、合同就職相談会の告知及び各事業所のご案内等を実行委員と市職員が協力して行う予定となっております。

なお、本事業は障がい者基本計画に位置付けた取り組みを具体化するもので、**「野田市障がい者基本計画推進協議会」**を共催団体という位置付けにさせていただきます。

記

1 目的

介護及び障がい者支援の仕事に従事する職員の確保及び定着を図るため、介護又は障がい者支援の分野の就労を目指す学生・生徒及び保護者又は福祉に興味・関心を持ち就労していない主婦や定年退職者等を対象に合同就職相談会を開催します。

- 2 主催 野田市
- 3 共催 野田市介護事業者協議会
野田市社会福祉法人高齢者施設連絡会
野田市障がい者基本計画推進協議会
- 4 後援 ハローワーク野田
- 5 開催日時 令和7年11月23日(日)11時00分から15時00分
※ のだ市民活動ふれあいフェスティバル2025(会場:中央公民館、野田ガスホールなど)と同日開催することで、例年以上の集客を目指す。
- 6 会場 野田市役所1階エントランスホール
- 7 内容
 - (1) 就職相談会 介護12法人、障がい6法人がブース出展予定
 - (2) 施設見学バスツアー 午前・午後 各1~2事業所予定
希望が多かった場合は調整